

第599回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和5年2月22日（水）

公聴会終了後

場所：茨城県水戸合同庁舎2階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名, 出席委員 名, 欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 東京都知事免許（江戸川）における内水面漁場計画について（答申）

第2号議案 茨城県知事免許における内水面漁場計画について（諮問）

第3号議案 千葉県知事免許（利根川）における内水面漁場計画について（諮問）

第4号議案 令和5年度目標増殖量について（委員会公示）

第5号議案 久慈川支流里川における水産動物採捕の禁止区域・期間に係る委員会指示の終了について（協議）

6 報告事項

(1) 個人情報保護法の一部改正に伴う茨城県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について

7 その他

8 閉 会

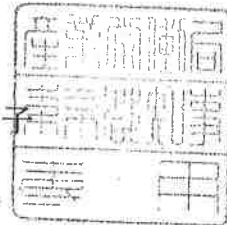
茨城県内水面漁場管理委員会

江戸川における共同漁業権の免許の内容等の事前決定をするので、漁業法 67 条第 2 項で準用する同法第 64 条第 4 項の規定に基づき下記について貴委員会の意見を求めます。

令和4年11月14日

東京都知事

小池 百合子



記

- 1 漁業種類
- 2 漁場の位置及び区域
- 3 漁業の時期、その他免許の内容たるべき事項
- 4 制限及び条件
- 5 免許予定日
- 6 申請期間
- 7 関係地区

別紙3のとおり



第十一 公示番号 内共第十一号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	えむし漁業	同上
第五種共同漁業	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うなぎ漁業	同上

(二) 漁場の位置 江戸川区及び葛飾区の各地先

埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町、春日部市及び幸手市の各地先

千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先

茨城県猿島郡五霞町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第二十八号と基点第二十九号とを結ぶ線から基点第三十号と基点第三十一号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第三十二号と基点第三十三号とを結ぶ線より上流の旧江戸川の区域及び千葉県野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入する水路の各区域

基点第二十八号 千葉県市川市稲荷木行徳可動堰上流端（江戸川左岸）

基点第二十九号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端（江戸川右岸）

基点第三十号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第三十一号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第三十二号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔（旧江戸川左岸）

基点第三十三号 江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡（旧江戸川右岸）

二 制限又は条件 茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門堰堤下流端から下流百メートルの区域においては、網漁具の使用をしてはならない。

三 免許予定日 令和五年九月一日

四 申請期間 令和五年五月一日から同年六月三十日まで

- 五 関係地区 墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区
埼玉県三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町及び春日部市
千葉県市川市、松戸市、野田市、流山市及び浦安市
茨城県猿島郡五霞町
- 六 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

漁場図

内共第11号

免許番号
漁場の位置

東京都江戸川区及び葛飾区の各地先

埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、春日部市、北葛飾郡杉戸町及び幸手市の各地先

千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先

茨城県猿島郡五霞町地先

漁場の区域
次の基点第28号と基点第29号とを結ぶ線から基点第30号と基点第31号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第32号と基点第33号とを結ぶ線より上流の旧江戸川の区域及び千葉県野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入する水路の各区域

基点第28号 千葉県市川市稲荷木行徳可動堰上流端 (江戸川左岸)

基点第29号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端 (江戸川右岸)

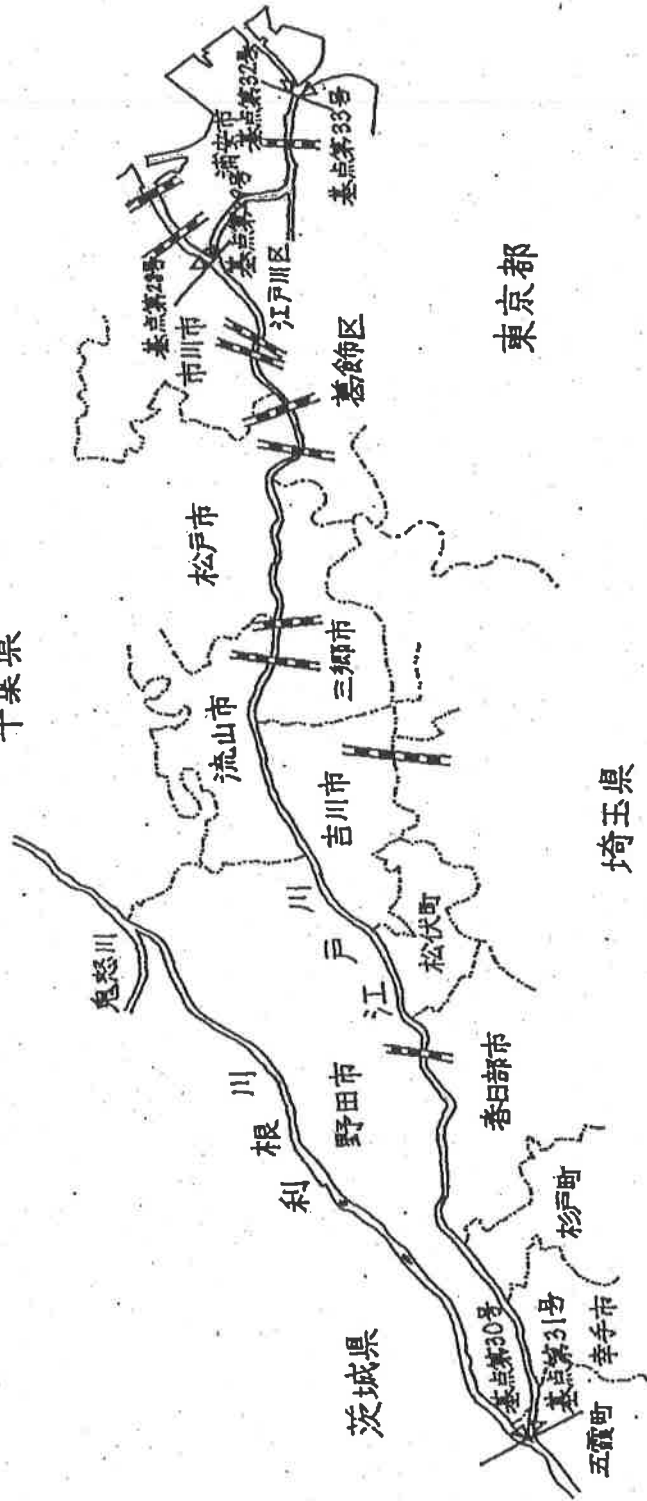
基点第30号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端 (江戸川左岸)

基点第31号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端 (江戸川右岸)

基点第32号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔 (旧江戸川左岸)

基点第33号 東京都江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡 (旧江戸川右岸)

千葉県



1 : 200,000



資料No.2-1

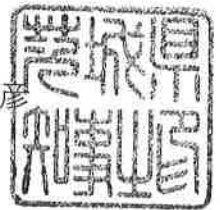
漁諮問第16号

茨城県内水面漁場管理委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条の規定に基づき、茨城県内水面に係る内水面漁場計画を別紙のとおり定めたいので、同法第67条第2項において準用する同法第64条第4項及び同法第171条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和5年2月21日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

茨城県内水面において現在免許している第1種及び第5種共同漁業権の存続期間は、令和5年12月31日をもって満了するが、当該水面における漁業生産力の発展と水面の総合的な利用の推進を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、漁業調整その他公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり内水面漁場計画を作成し、意見を求めるものである。

茨城県内水面漁場計画（案）

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 茨内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市矢田部及び波崎地先の利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第1号とアとを結んだ線から基点第2号とイとを結んだ線までの間の利根川の区域における茨城県水面（別図1のとおり）

緯度経度	位置
基点第1号 35° 44.597' N 140° 50.605' E	茨城県神栖市波崎新港地先の波崎漁港航路護岸に設置した標識
基点第2号 36° 48.566' N 140° 43.701' E	茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点
ア 35° 44.570' N 140° 51.329' E	基点第1号から92度（真方位）の線と利根川右岸との交点
イ 35° 48.340' N 140° 43.192' E	基点第2号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、かき漁業50か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

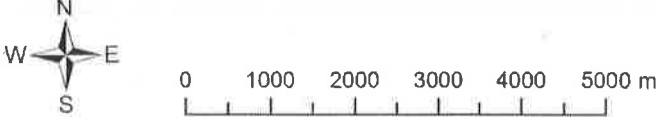
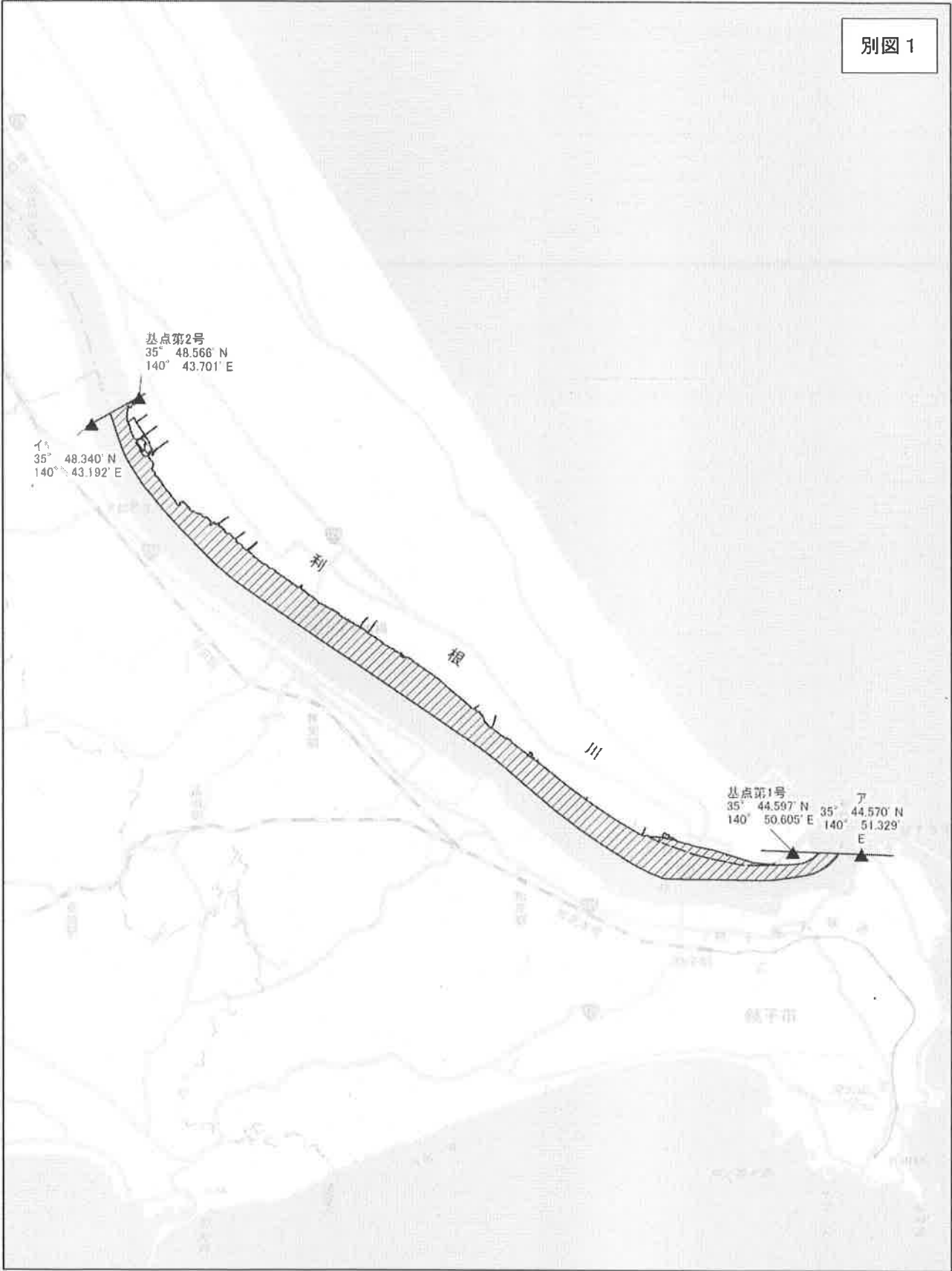
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町（太田を除く。）

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 1



茨内共第1号

背景図: 地理院タイル

2 公示番号 茨内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面（別図2のとおり）

	緯度経度	位置
基点第2号	36° 48.566' N 140° 43.701' E	茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点
ア	35° 48.340' N 140° 43.192' E	基点第2号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、す建65か統、おだ2か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）、張網30か統以内とする。

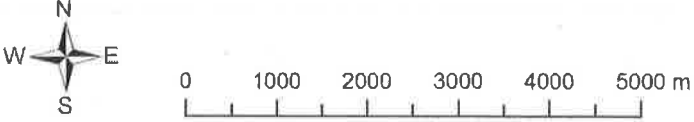
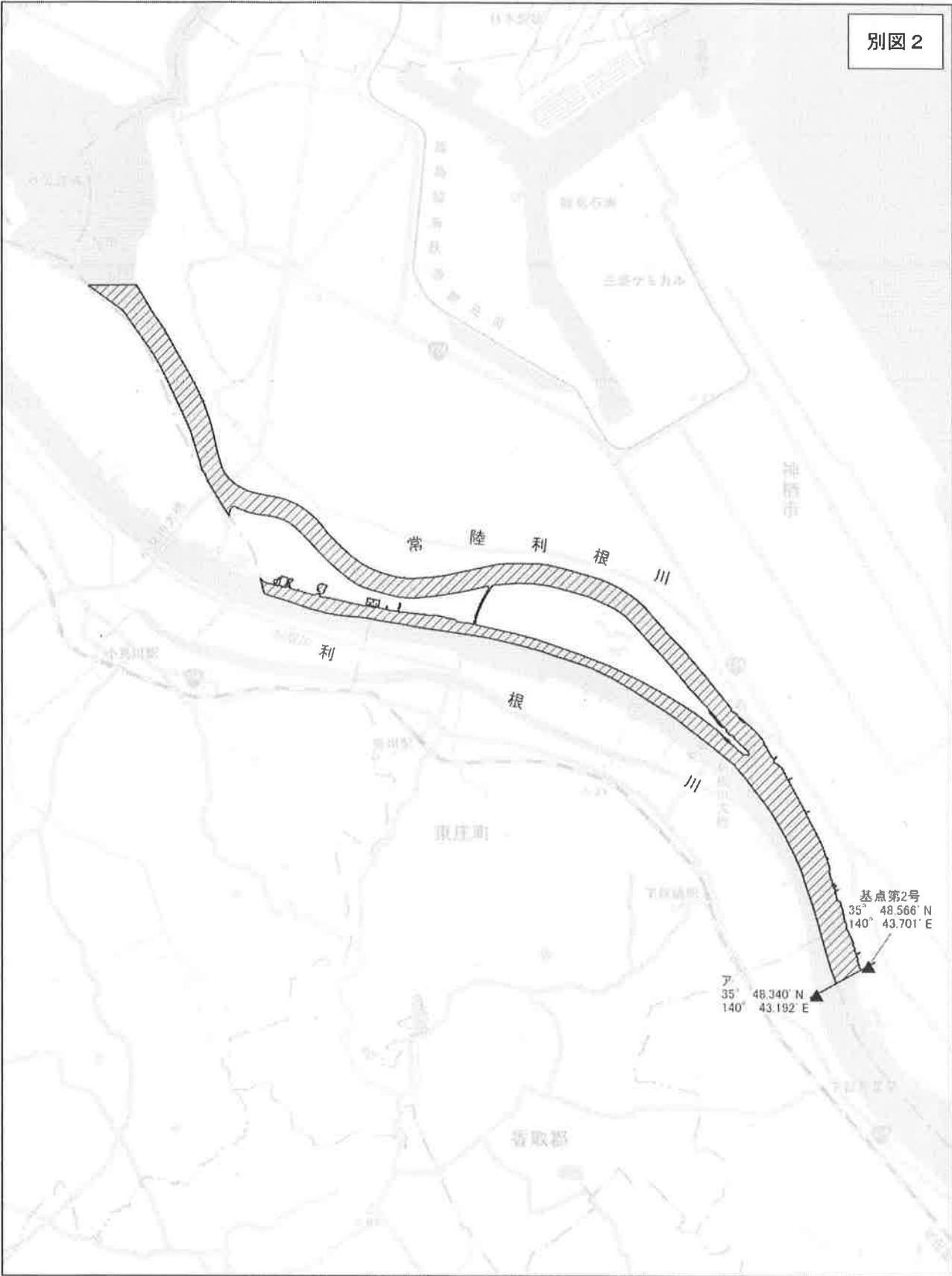
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県神栖市太田及び同市のうち旧鹿島郡神栖町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第2号

背景図: 地理院タイル

3 公示番号 茨内共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	たなご漁業	1月1日から12月31日まで
	もろこ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川

ウ 漁場の区域

茨城県龍ケ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域（別図3のとおり）

	緯度 経度	位置
往還橋下流 端	35° 55.486' N 140° 8.025' E	茨城県龍ケ崎市小通幸谷町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、おだ40か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）、す建9か統、長ぶくろ網1か統、張網50か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

ウ 牛久沼土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

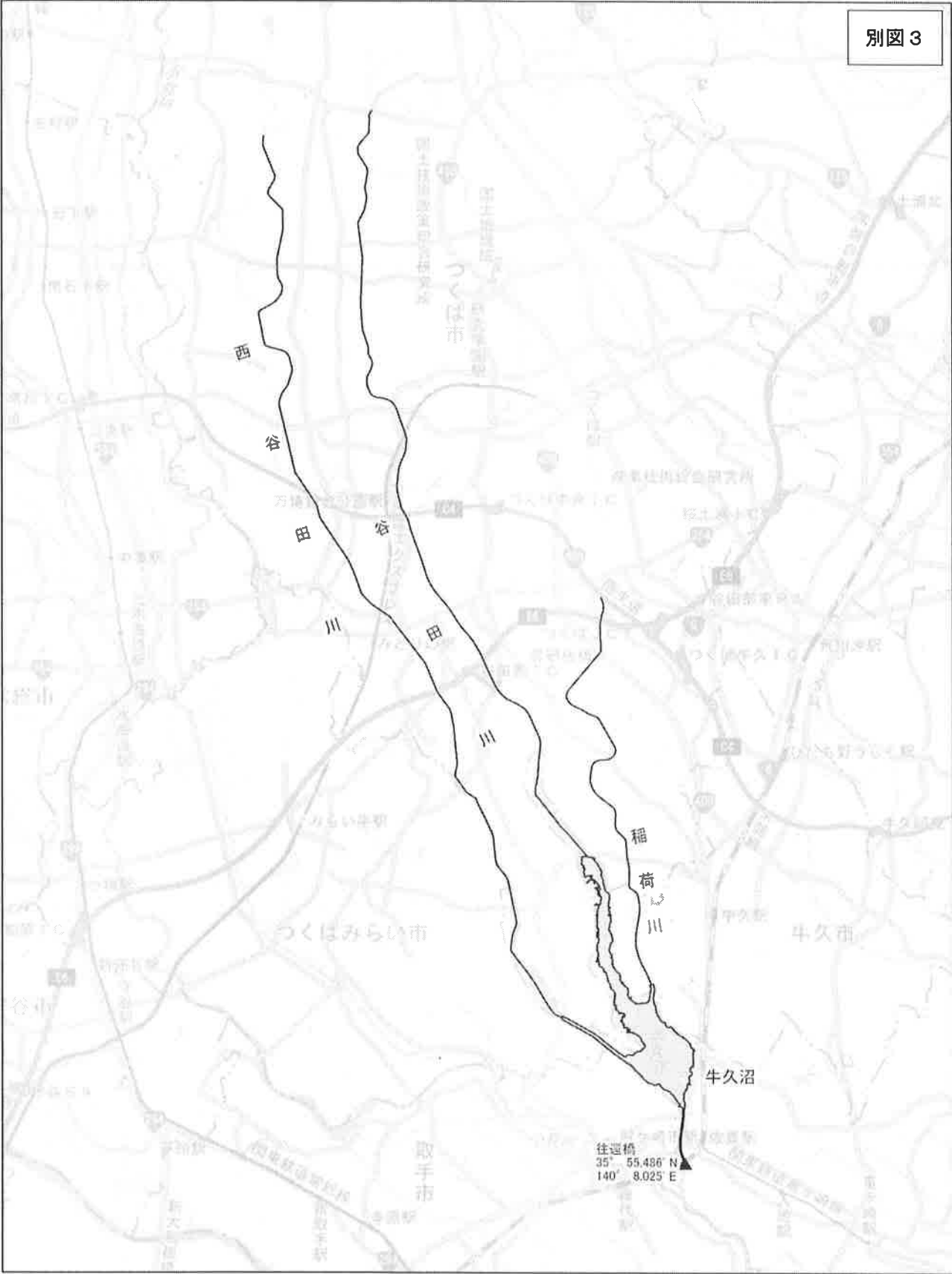
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

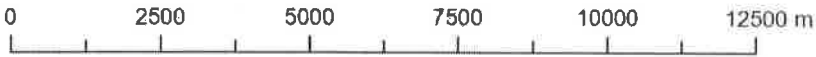
(5) 関係地区 茨城県龍ケ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市及び取手市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図3



茨内共第3号



背景図:地理院タイル

4 公示番号 茨内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで
	なまず漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路

ウ 漁場の区域

次の基点第4号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ケ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。

なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川磨川は、本区域に含まない。(別図4のとおり)

	緯度経度	位置
基点第4号	35° 52.728' N 140° 7.630' E	茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00
ア	35° 52.768' N 140° 7.510' E	基点第4号から292度(真方位)の線と小貝川右岸との交点
往還橋下流端	35° 55.486' N 140° 8.025' E	茨城県龍ケ崎市小通幸谷町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、まき網20か統、うなぎ長ぶくろ網27か統以内とし、うなぎ長ぶくろ網の操業期間は、9月1日から11月30日までとする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

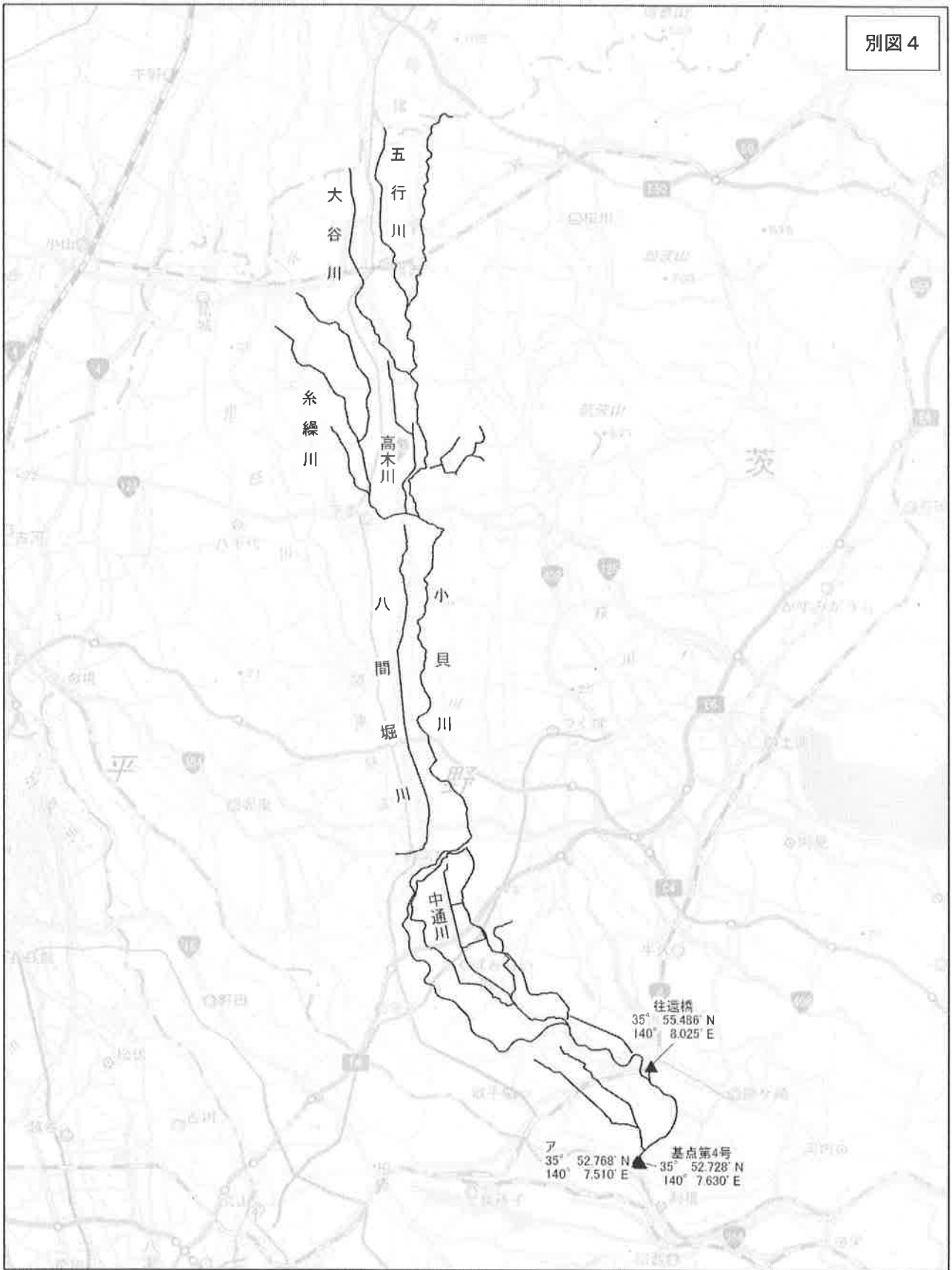
ウ 福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する区域については、各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県筑西市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び北相馬郡利根町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第4号

背景図: 地理院タイル

5 公示番号 茨内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで
	なまず漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流

ウ 漁場の区域

次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域（別図5のとおり）

	緯度経度	位置
基点第5号	35° 56.393' N 139° 57.111' E	茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭96.0
ア	35° 56.255' N 139° 57.003' E	基点第5号から212度（真方位）距離303メートルの点
イ	35° 56.283' N 139° 57.067' E	基点第5号から197度（真方位）距離213メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、まき網23か統、うなぎ長ぶくろ網11か統以内とし、うなぎ長ぶくろ網の操業期間は9月1日から11月30日までとする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

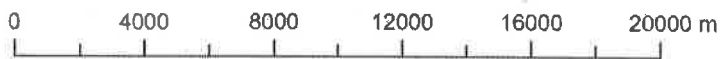
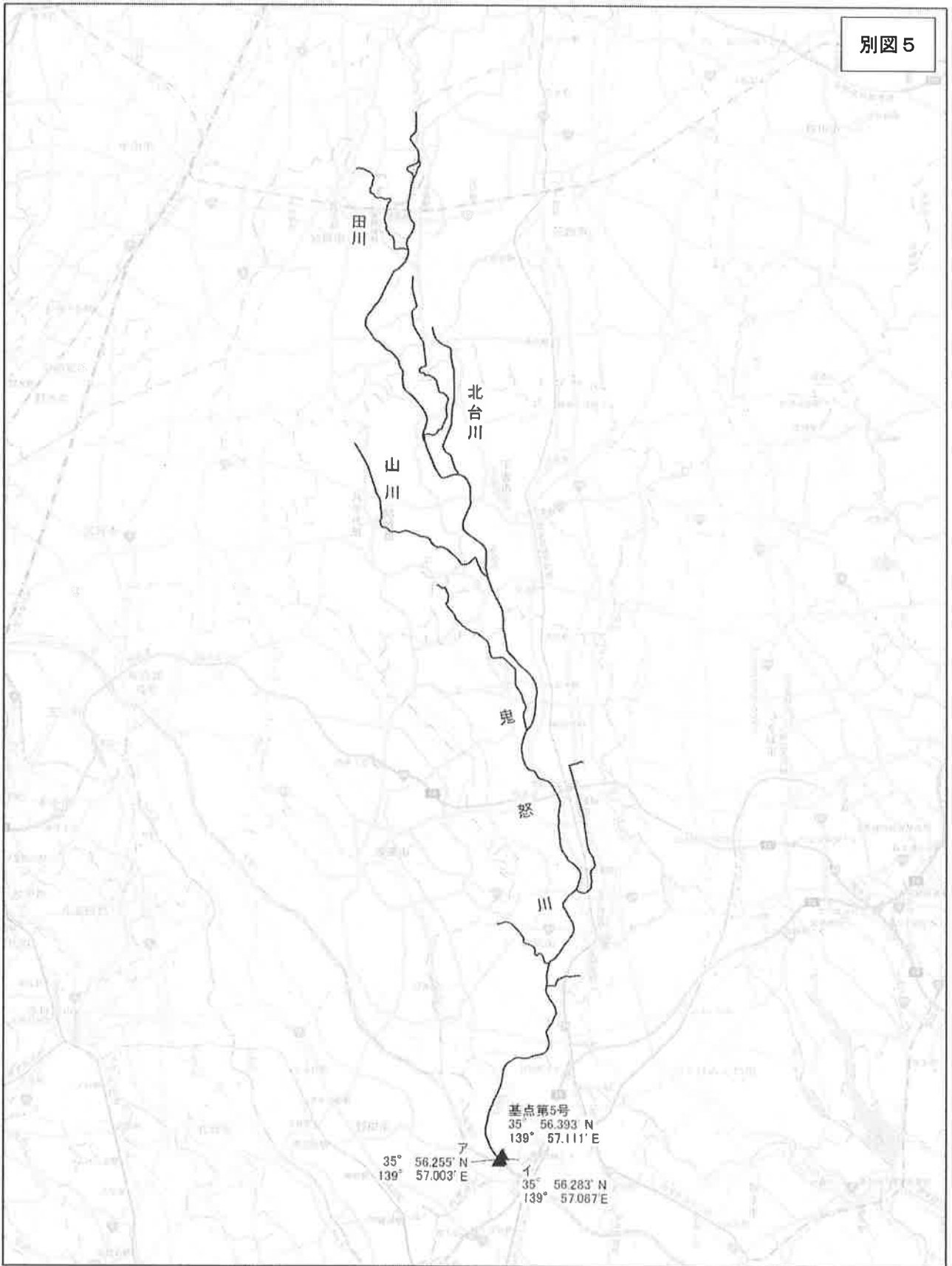
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県筑西市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、結城郡八千代町及び古河市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図5



茨内共第5号

背景図：地理院タイル

6 公示番号 茨内共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川

ウ 漁場の区域

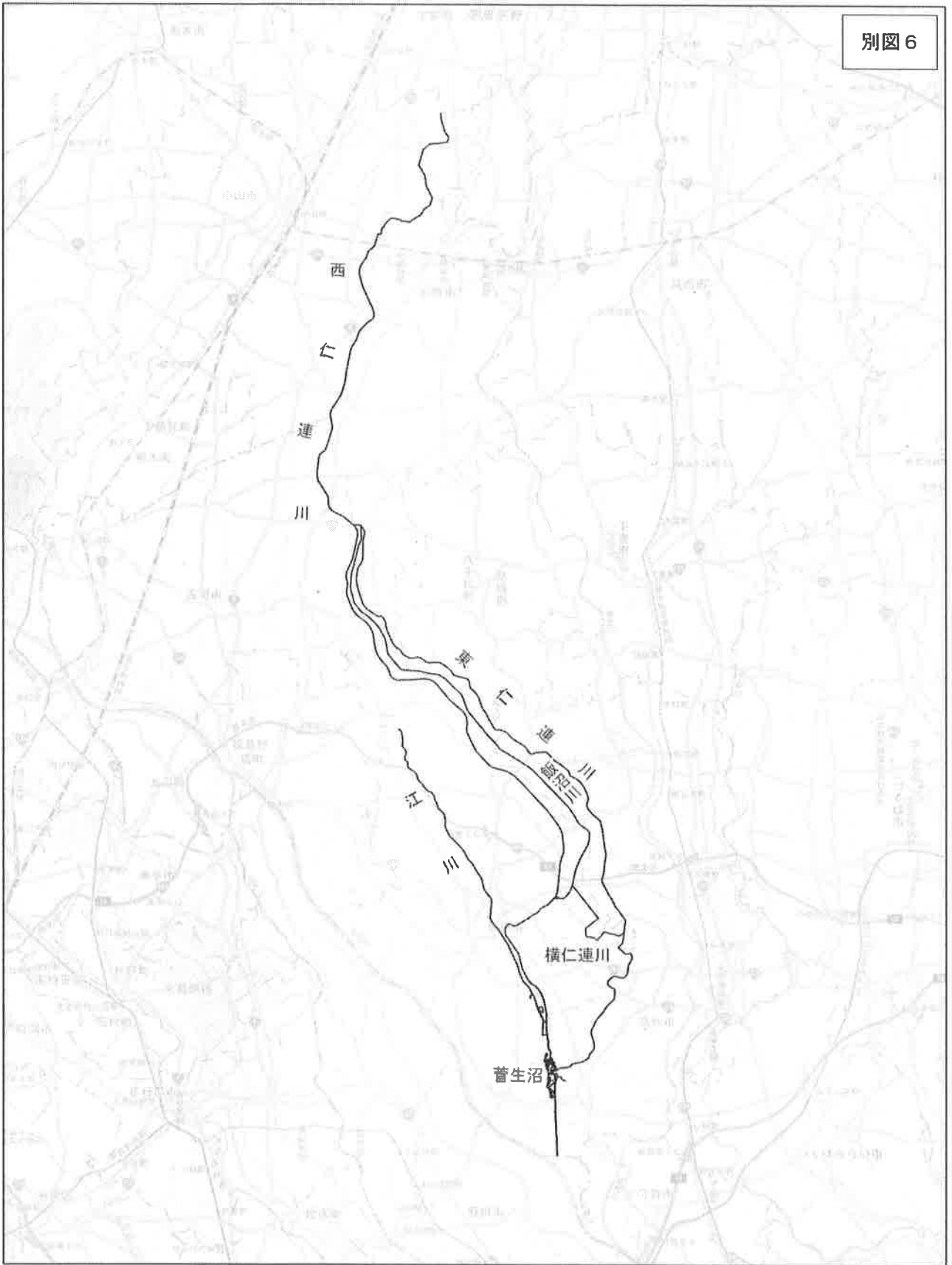
飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域（別図6のとおり）

(2) 免許予定日 令和6年1月1日

(3) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(4) 関係地区 茨城県結城市、常総市、坂東市、結城郡八千代町及び古河市

(5) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第6号

背景図：地理院タイル

7 公示番号 茨内共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の
 麿川

ウ 漁場の区域

茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根河口水閘門）から上流の
 新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の麿川の
 区域（別図7のとおり）

	緯度経度	位置
新利根川河 口水閘門	35° 56.717' N 140° 27.141' E	茨城県稲敷市上須田地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、建網、長ぶくろ網及び張網は各15か統、おだは20か統（おだ1か統と
 は、おだ3基をいう。）以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県龍ケ崎市、稲敷市、稲敷郡河内町及び北相馬郡利根町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

8 公示番号 茨内共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流

ウ 漁場の区域

茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域（別図8のとおり）

	緯度経度	位置
古渡橋下流端	35° 58.496' N 140° 21.048' E	茨城県稲敷市古渡地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 張網の操業統数は、12か統以内とする。

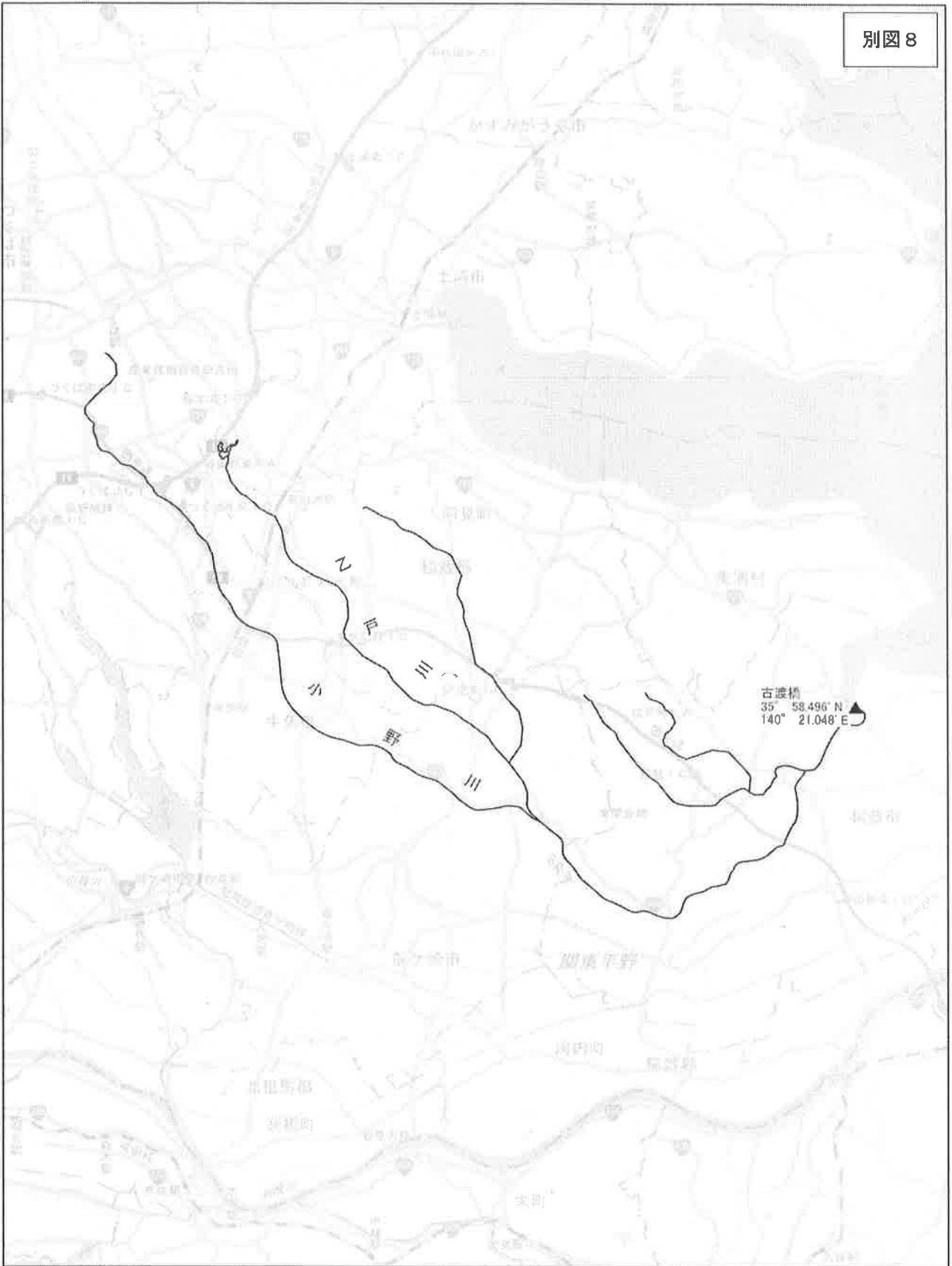
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市及び稲敷郡阿見町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



古渡橋
35° 58.496' N
140° 21.048' E

茨内共第10号



背景図: 地理院タイル

9 公示番号 茨内共第 11 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	こい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第 15 号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面（別図 9 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 15 号	35° 54.549' N 140° 26.172' E	千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点
イ	35° 54.807' N 140° 26.129' E	基点第 15 号から 352 度（真方位）の線と利根川左岸との交点

(2) 制限又は条件

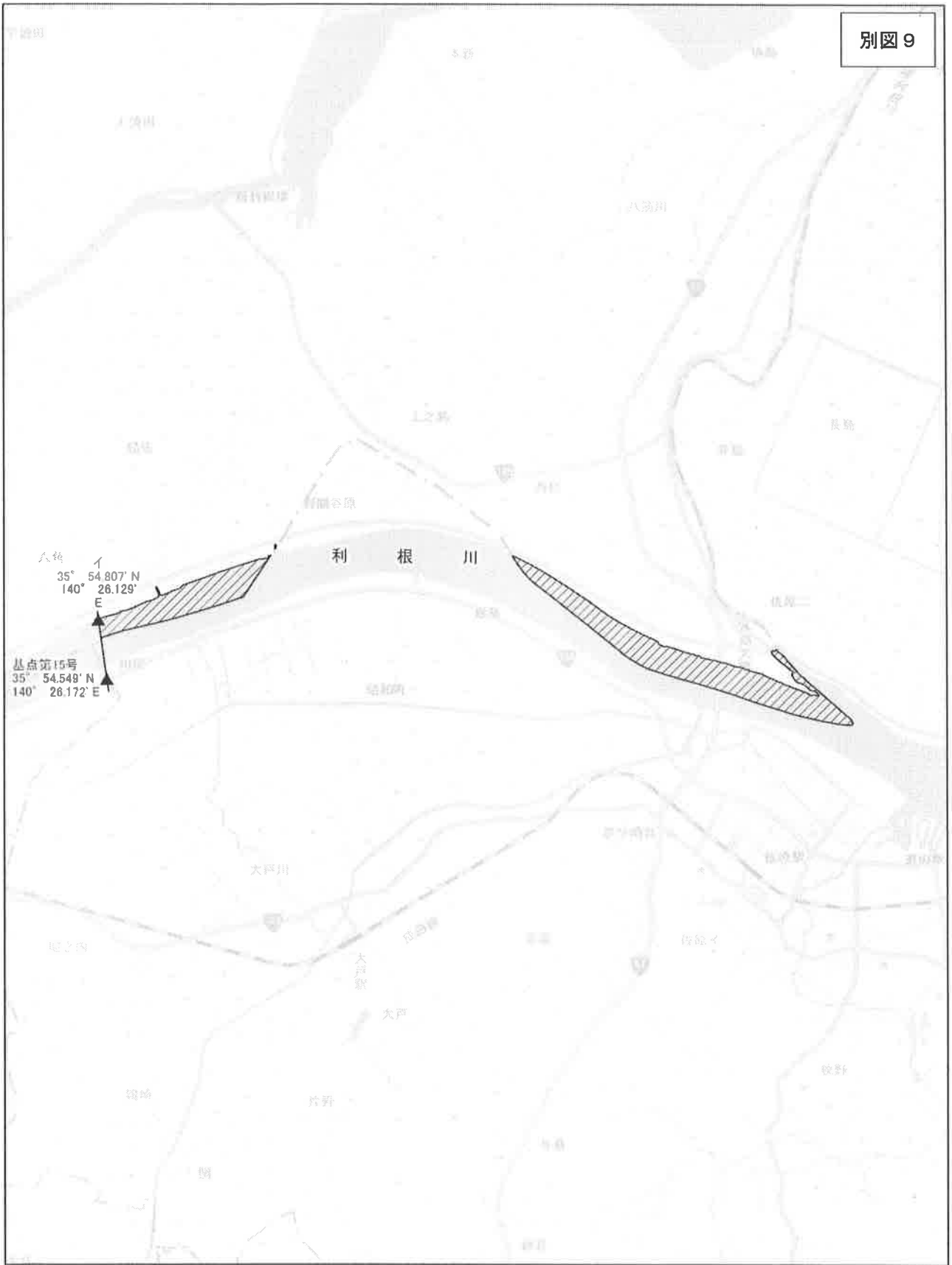
- ア 操業統数は、建網、うなぎ長ぶくろ網及び張網各 5 か統以内とする。
- イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県稲敷市のうち旧稲敷郡東町

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで



茨内共第11号



背景図:地理院タイル

10 公示番号 茨内共第 12 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 16 号と基点第 17 号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域（別図 10 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 16 号	36° 4.574' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識
基点第 17 号	36° 4.473' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、す建 5 か統、四ッ手網 22 か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

ウ つくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理している区域については、各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

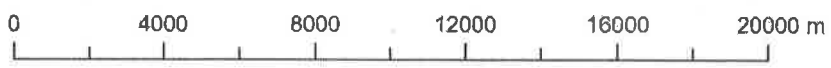
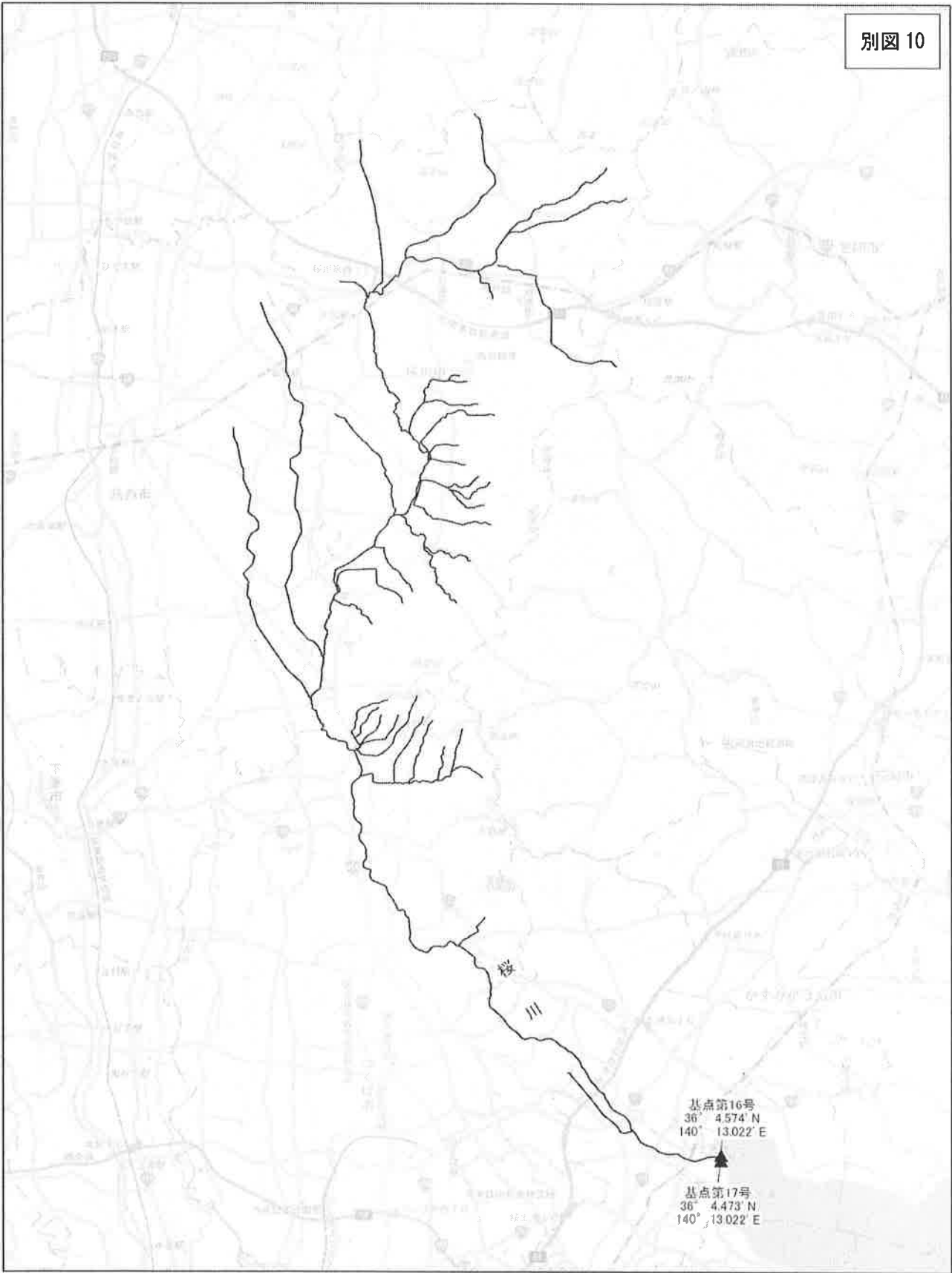
(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県土浦市、つくば市、桜川市及び筑西市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 10



茨内共第12号

背景図：地理院タイル

11 公示番号 茨内共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	ぼら漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
さくらます漁業	1月1日から12月31日まで	

イ 漁場の位置

茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。（別図11のとおり）

	緯度経度	位置
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
基点第10号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
ア	36° 20.122' N 140° 35.822' E	基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 魚せきの操業統数は、5か統以内とし、操業期間は、9月1日から12月31日までとする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

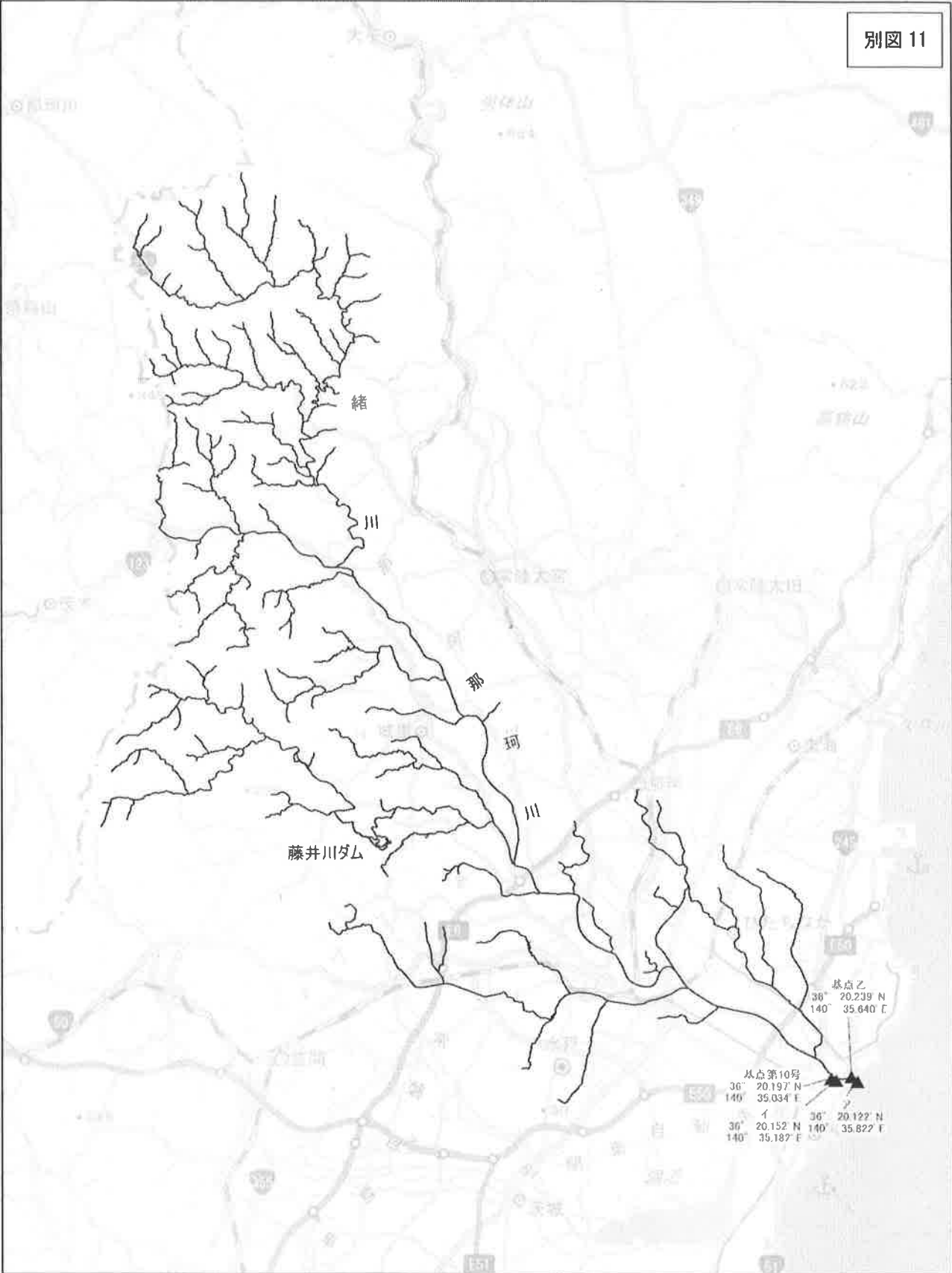
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町、城里町、常陸大宮市及び那珂市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 11



藤井川ダム

結川

那珂川

基点乙
 $36^{\circ} 20.239' N$
 $140^{\circ} 35.640' E$

从点第10号
 $36^{\circ} 20.197' N$
 $140^{\circ} 35.034' E$

イ
 $36^{\circ} 20.152' N$
 $140^{\circ} 35.187' E$

エ
 $36^{\circ} 20.122' N$
 $140^{\circ} 35.822' E$



茨内共第13号

背景図: 地理院タイル

12 公示番号 茨内共第 14 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	えび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	こい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うぐい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あゆ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ぼら漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域（別図 12 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 10 号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、長ぶくろ網10か統、す巻8か統、張網40か統、おだ20か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）以内とする。

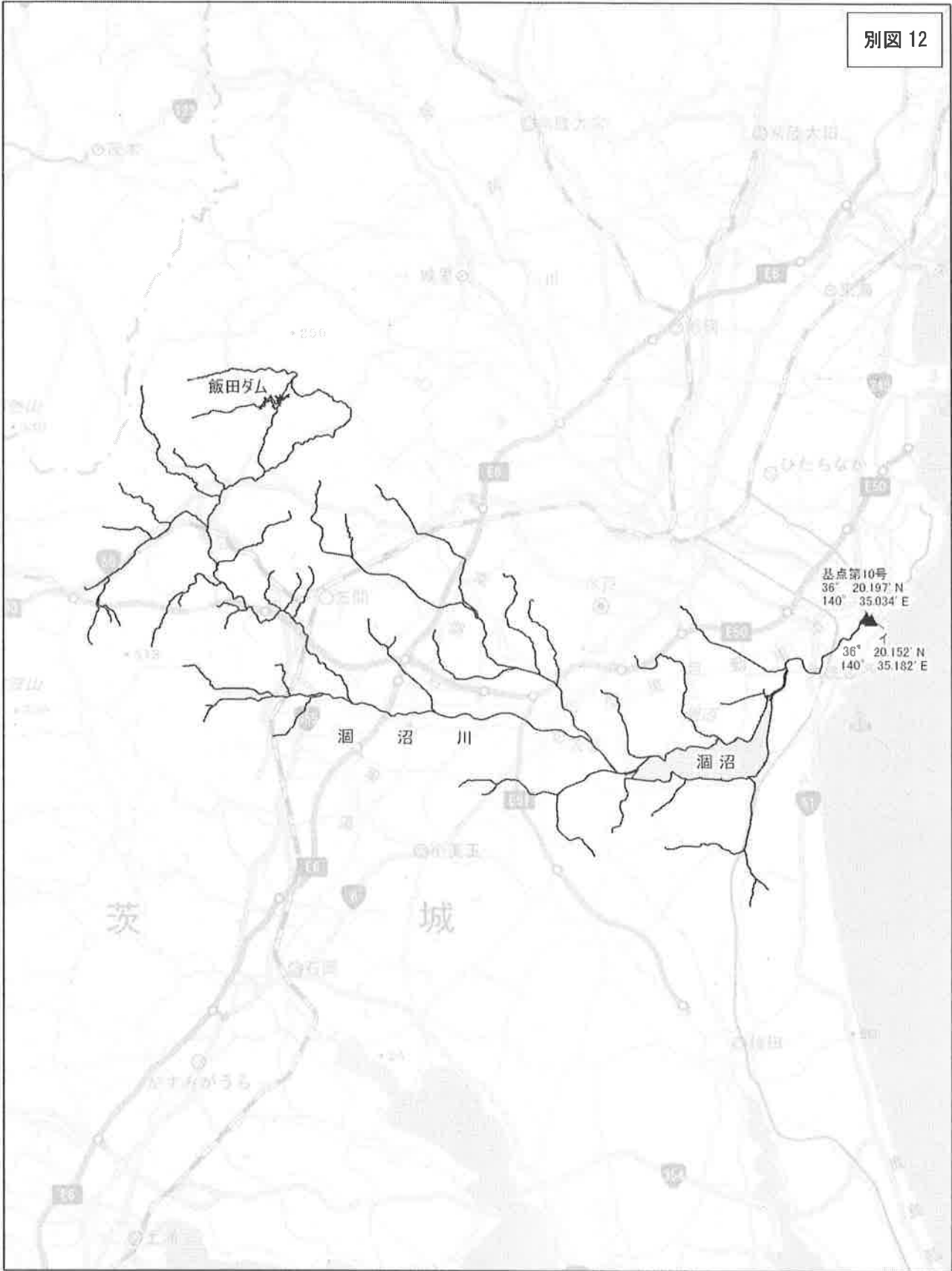
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、笠間市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



基点第10号
36° 20' 19.7" N
140° 35' 03.4" E
1
36° 20' 15.2" N
140° 35' 18.2" E

茨 城

茨内共第14号



背景図: 地理院タイル

13 公示番号 茨内共第 15 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いwana漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 11 号と基点第 12 号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。(別図 13 の通り)

	緯度 経度	位置
基点第 11 号	36° 28.811' N 140° 37.154' E	茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点
基点第 12 号	36° 28.847' N 140° 36.943' E	茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端

(2) 制限又は条件

ア 魚せきの操業統数は、27か統以内とし、操業期間は、9月15日から11月30日までとする。

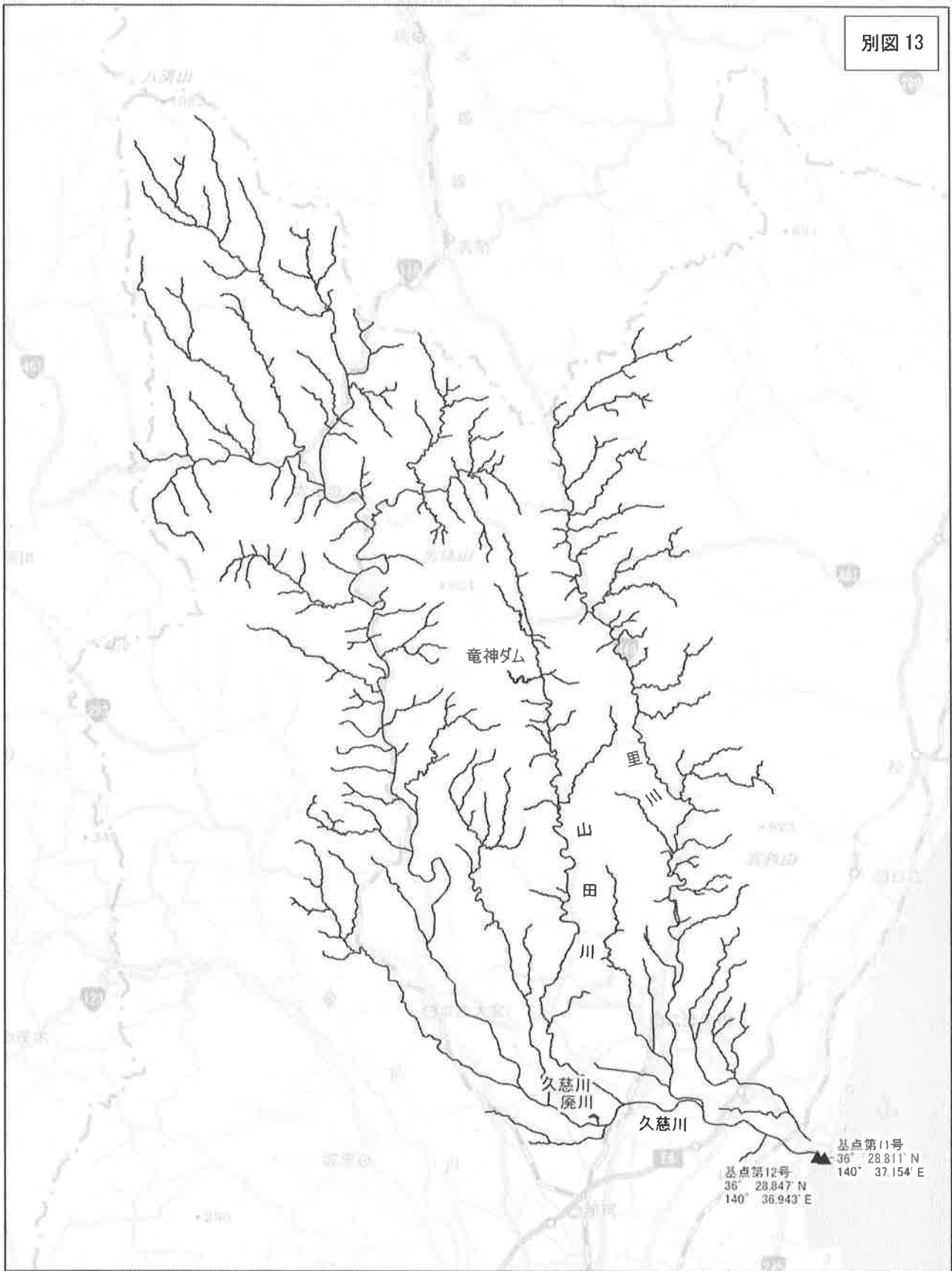
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県日立市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡東海村及び久慈郡
大子町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第15号



背景図: 地理院タイル

14 公示番号 茨内共第 17 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 5 種共同漁業	こい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ふな漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うぐい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あゆ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	はぜ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やまめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	いわな漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路

ウ 漁場の区域

次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線と基点第 14 号の 2 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。

（別図 14 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 14 号	36° 47.710' N 140° 45.415' E	茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点
基点第 14 号 の 1	36° 47.800' N 140° 38.719' E	茨城県高萩市大字横川 1521 番地 4 に設置した標柱
基点第 14 号 の 2	36° 48.066' N 140° 38.449' E	茨城県高萩市大字横川 1534 番地 3 に設置した標柱
ア	36° 47.717' N 140° 45.383' E	基点第 14 号から 285 度（真方位）49.7 メートルの点
イ	36° 47.709' N 140° 45.376' E	基点第 14 号から 267 度（真方位）57.0 メートルの点

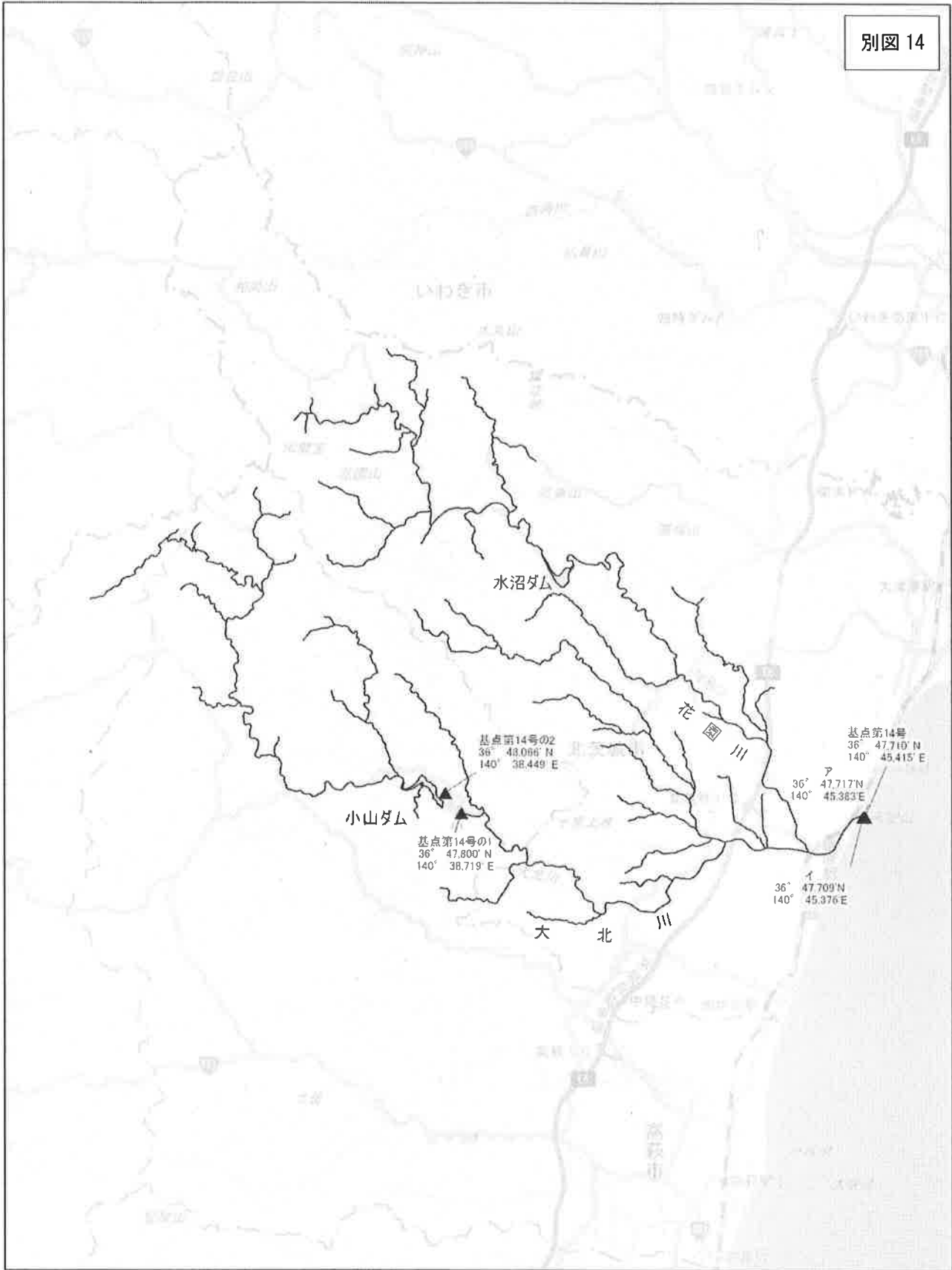
(2) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(4) 関係地区 茨城県北茨城市及び高萩市

(5) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 14



基点第14号の2
36° 48.066' N
140° 38.449' E

基点第14号の1
36° 47.800' N
140° 38.719' E

基点第14号
36° 47.710' N
140° 45.415' E

ア
36° 47.717' N
140° 45.363' E

イ
36° 47.709' N
140° 45.376' E



茨内共第17号

背景図：地理院タイル

15 公示番号 茨内共第 23 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市地先の那珂川並びにその支流（涸沼川を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流水戸市中河内町地先の千歳橋下流端までの那珂川及びその支流の区域。ただし、基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。（別図 15 のとおり）

	緯度 経度	位置
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
基点第 10 号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
ア	36° 20.122' N 140° 35.822' E	基点乙から 128 度（真方位）の線と対岸との交点
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点
千歳橋下流 端	36° 24.240' N 140° 27.354' E	茨城県水戸市中河内町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない

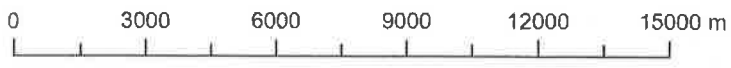
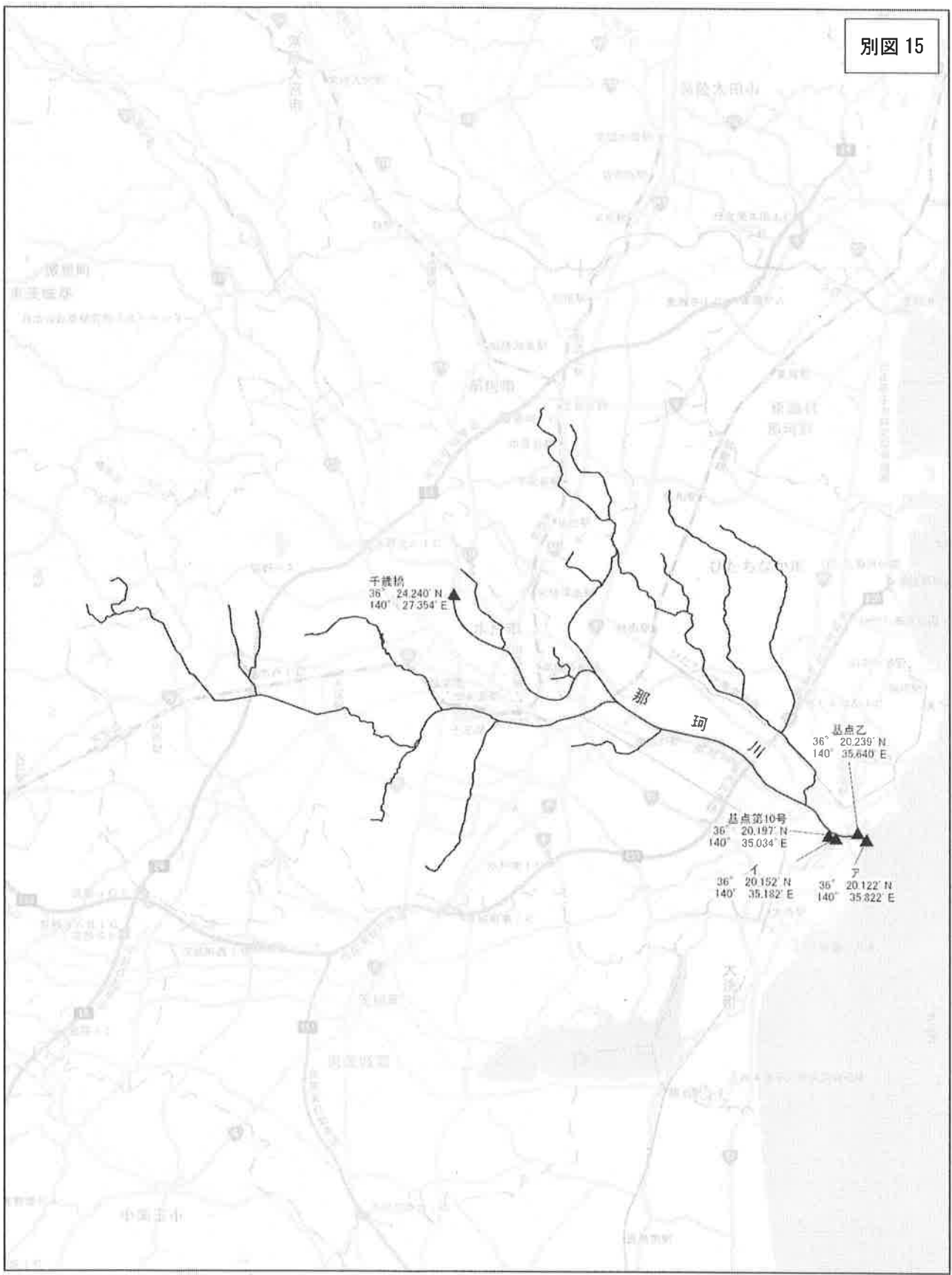
(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

別図 15



茨内共第23号

背景図: 地理院タイル

16 公示番号 茨内共第 24 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	えむし漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	しじみ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市地先の涸沼川（涸沼を含む。）並びにその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流茨城県東茨城郡茨城町上石崎地先の涸沼大橋下流端までの涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域（別図 16 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 10 号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点
涸沼大橋下流端	36° 16.317' N 140° 27.534' E	茨城県東茨城郡茨城町上石崎地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない

(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

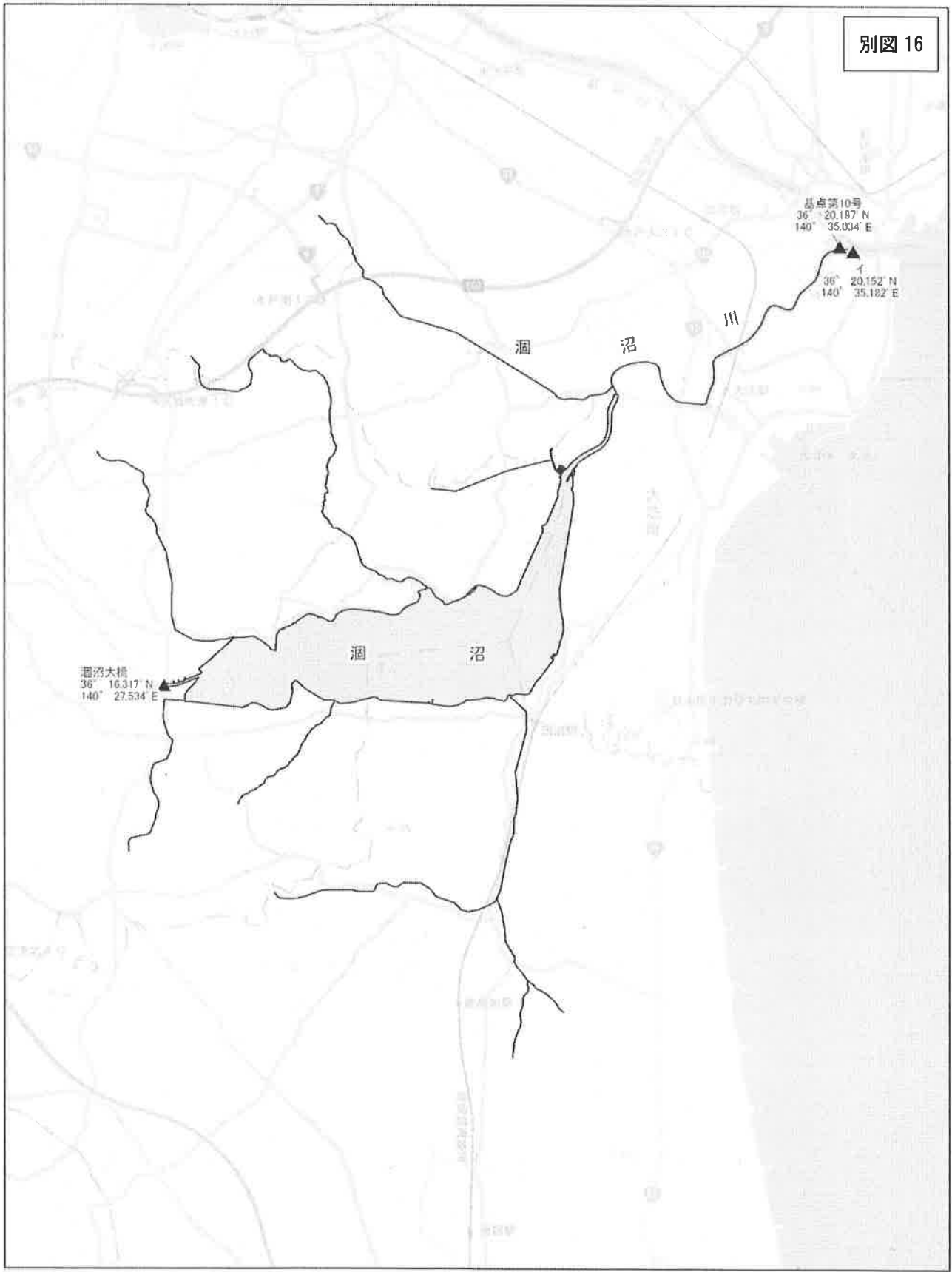
(5) 関係地区 茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

第 2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

別図 16



茨内共第24号

背景図: 地理院タイル

資料No. 2 - 2

茨城県内水面における第1種共同漁業権及び第5種共同漁業権に係る 内水面漁場計画（案）の作成について

1 免許期間

平成26年1月1日から令和5年12月31日まで(現行)

令和6年1月1日から令和15年12月31日まで(次期)

2 漁業権切替スケジュールの概要

※「法」は漁業法を示す

	月	事項		内容
R 4	5~10月	意向調査 行使実態調査	内 水 面 漁 場 計 画	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、 行使実態調査を実施
	6~2月	関係機関調整		関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等） (法第64条第1項)
	12月	基本方針		委員会における免許切替の基本方針案の事前協議
	12月	策定状況報告		委員会における内水面漁場計画の策定状況の報告
	12月	漁場計画		委員会における内水面漁場計画素案の事前協議
	2月	委員会諮問		知事から委員会あて内水面漁場計画の諮問（法第64条第4項）
	4月	公聴会		公聴会（法第64条第5項）
	4月	委員会答申		委員会から知事あて答申
	4月	決定公示		内水面漁場計画の樹立（県報登載）（法第64条第6項）
	R 5	7~8月	免許申請	
8~10月		審査	免	適格性の審査（法第72条）
11月		委員会諮問 答申	許	知事から委員会あて諮問（法第70条） 委員会から知事あて答申
12月		免許		免許状交付（法第69条）
1月		公示		県報登載

3 関係者、関係機関調整の結果

(1) 漁業関係者等への意見聴取(法第64条第1項)

ア 利害関係人等への意見聴取

内水面漁場計画(素案)についてパブリックコメント制度(茨城県県民意見提出
手続制度)により意見募集した。(期間:1/19~2/17まで)

結 果: 利害関係者からの意見の提出なし

イ 漁業権者(内水面各漁業協同組合)への意見聴取

漁場計画(素案)について照会した。

結 果: 対象種の削減について1件要望あり ※茨内共第2号、えびの削除

(2) 関係機関への協議(同法第63条第1項)

内水面漁場計画(素案)について公益への支障の有無を照会した。

協議先: 国土交通省関東地方整備局、県関係課(環境政策課、農村計画課、水
産振興課、港湾課、河川課、企業局業務課、企業局施設課)

結 果: 「公益に支障を及ぼさない」旨の回答あり

4 内水面漁場計画(案)概要 … 資料2-3のとおり

5 現行の計画からの変更点 … 資料2-4のとおり

法令抜粋

漁業法

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

(第2、3項略)

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

(第6～8項略)

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第六十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区（第三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

茨城県内水面における内水面漁場計画(案) 概要

資料No. 2-3

公示番号(茨内共)		1	23	24	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17		
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類等	第1種共同漁業				第5種共同漁業													
	漁業種類	第1種共同漁業				第5種共同漁業													
	漁業の名称	えむし		○→×	○														
		しじみ		○	○														
		かき	○		○														
		あさり	○																
		はまぐり	○																
		えび				○→×	○					○→×	○→×		○	○	○		
		こい				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ふな				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		うなぎ					○	○	○	○	○			○		○	○	○	○
		わかさぎ				○→×	○					○→×	○→×		○	○	○		○
		もつご					○	○	○	○									
		たなご					○	○→×	○→×	○→×	○→×	○→×	○→×						
		うぐい						○→×	○							○	○	○	○
		にごい						○→×	○						○	○			
		どじょう						○	○	○		○→×	○→×						
		なまず						○	○	○									
		あゆ						○→×	○						○→×	○	○	○	○
		おいかわ						○→×	○→×	○	○→×				○	○	○	○	○→×
		ぼら						○→×	○→×							○	○		
		はぜ													○	○	○	○	○
	かじか														○				
やまめ														○		○	○		
いwana																○	○		
もろこ							○							○→×					
さくらます															○	○			
漁業時期	1月1日から12月31日まで				1月1日から12月31日まで														
イ 漁場の位置(代表河川名)	利根川	那珂川	涸沼 涸沼川	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	涸沼 涸沼川	久慈川	大北川			
ウ 漁場の区域	なし																		
区域変更 表記是正	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
(2) 制限又は条件 ※漁場ごとに必要な項目を付加	ア 漁場ごとの漁具漁法の統数制限、操業期間等を規定 イ 船舶の航行を妨げてはならない。 ウ 関係土地改良区の水利に関する指示に従うこと。																		
(3) 免許予定日	令和6年1月1日				令和6年1月1日														
(4) 申請期間	令和5年7月1日から令和5年8月31日まで				令和5年7月1日から令和5年8月31日まで														
(5) 関係地区	茨城県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町(太田を除く。)	茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市	茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市	茨城県神栖市太田及び同市のうち旧鹿島郡神栖町	茨城県龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市及び取手市	茨城県筑西市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び北相馬郡利根町	茨城県筑西市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、結城郡八千代町及び古河市	茨城県結城市、常総市、坂東市、結城郡八千代町及び古河市	茨城県龍ヶ崎市、稲敷市、稲敷郡河内町及び北相馬郡利根町	茨城県龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市及び稲敷郡阿見町	茨城県稲敷市のうち旧稲敷郡東町	茨城県土浦市、つくば市、桜川市及び筑西市	茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町、城里町、常陸大宮市及び那珂市	茨城県水戸市、笠間市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市	茨城県日立市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂郡東海村及び久慈郡大子町	茨城県北茨城市及び高萩市			
(6) 存続期間	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで				令和6年1月1日から令和15年12月31日まで														

注 ○: 現行の漁業権から引き続き対象とする魚種、 ○→×: 今回削除を予定している魚種

茨城県内水面漁場計画(案)の概要(現行からの変更点)

資料No. 2 - 4

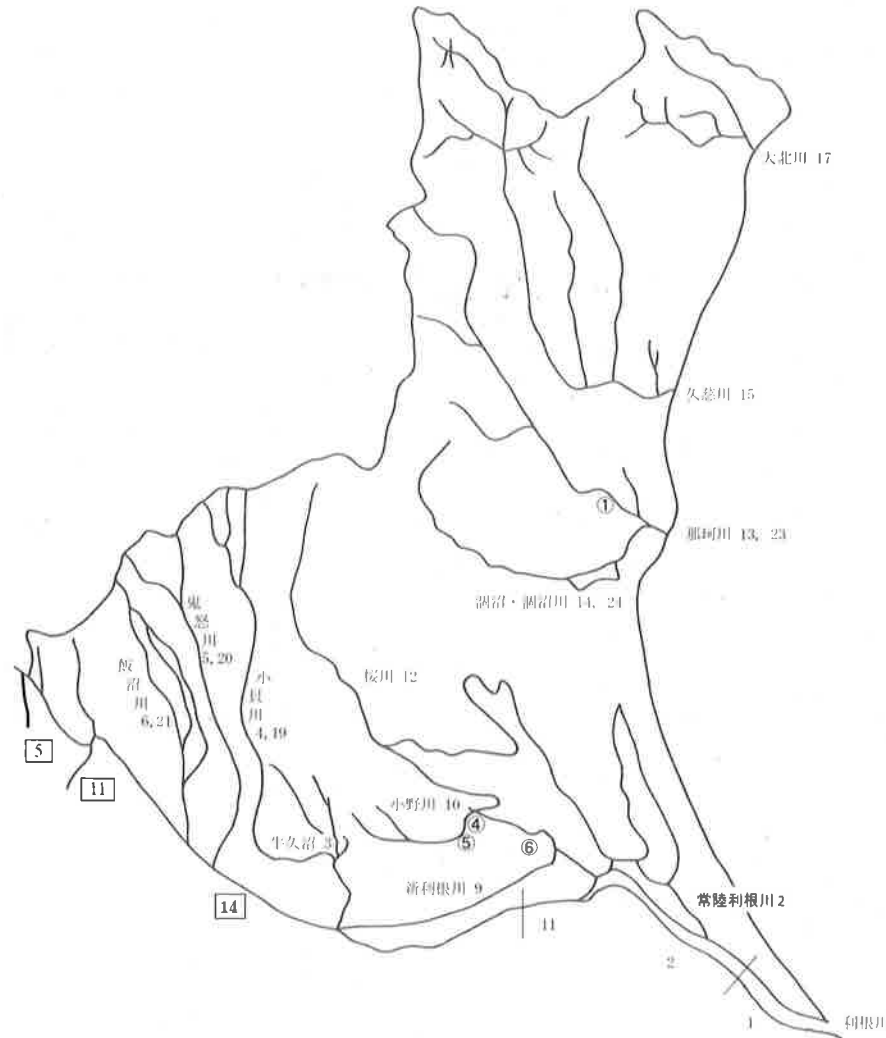
第1 漁業権に関する事項

公示番号 (免許番号)	代表河川	関係漁協	(1) 免許の内容たるべき事項 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業次期			(1) イ 漁場の位置 (1) ウ 漁場の区域 ※基点、計算点及び物標の緯度経度を追記	(2) 制限又は条件	(3) 免許予定日	(4) 申請期間	(5) 関係地区	(6) 存在期間	備考 (変更理由等)
			漁業種類	漁業の名称 (対象魚種)	漁業時期							
茨内共第1号	利根川	はさき	第1種	変更無し								
茨内共第2号	常陸利根川 利根川	常陸川	第5種	えび、わかさぎを 削除								えび:資源の利用がないため わかさぎ:資源の減少のため
茨内共第3号	牛久沼 谷田川	牛久沼	第5種	おいかわを削除								おいかわ:資源の減少のため
茨内共第4号	小貝川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	第5種	ひがい、たなご、 うぐい、にごい、 あゆ、おいかわ、 ぼらを削除								ひがい、あゆ:資源の減少のため たなご、うぐい、にごい、おいかわ、 ぼら:資源の利用がないため
茨内共第5号	鬼怒川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	第5種	ひがい、たなご、 ぼらを削除								ひがい:資源の減少のため たなご、ぼら:資源の利用がない ため
茨内共第6号	飯沼川 西仁連川	鬼怒小貝 関東	第5種	たなご、 おいかわを削除								たなご:資源の利用がないため おいかわ:資源の減少のため
茨内共第9号	新利根川	新利根	第5種	えび、わかさぎ、 たなご、どじょう を削除	変更なし (1月1日から 12月31日まで)	「(国又は)地方公共団 体の行う河川工事に 対し、正当な理由が なければこれを拒ん ではならぬ。」を削 除	令和6年1月1日	令和5年7月1日 から 令和5年8月31日 まで	表記を簡素化 (字名の省略)	令和6年1月1日 から 令和15年12月31 日まで	えび、わかさぎ、たなご、どじょう: 資源の減少のため	
茨内共第10号	小野川	新利根	第5種	えび、わかさぎ、 たなご、どじょう を削除					表記を簡素化 (字名の省略)		えび、わかさぎ、たなご、どじょう: 資源の減少のため	
茨内共第11号	利根川	新利根	第5種	変更無し					変更なし			
茨内共第12号	桜川	桜川 霞ヶ浦	第5種	あゆ、もろこ を削除					表記を簡素化 (字名の省略)		あゆ、もろこ:資源の減少のため	
茨内共第13号	那珂川	那珂川 那珂川第一	第5種	変更無し					変更なし			
茨内共第14号	湊沼 湊沼川	大湊沼	第5種	変更無し					表記を簡素化 (字名の省略)			
茨内共第15号	久慈川	久慈川	第5種	変更無し					表記を簡素化 (字名の省略)			
茨内共第17号	大北川	大北川	第5種	おいかわを削除					変更なし		おいかわ:資源の減少のため	
茨内共第19号	小貝川	関東 小貝川	第1種								新しい漁場計画を作成しない	しじみ:資源の利用がないため
茨内共第20号	鬼怒川	関東	第1種								新しい漁場計画を作成しない	しじみ:資源の利用がないため
茨内共第21号	飯沼川 西仁連川	関東	第1種								新しい漁場計画を作成しない	しじみ:資源の利用がないため
茨内共第23号	那珂川	那珂川 那珂川第一	第1種	えむしを削除	変更なし (1月1日から 12月31日まで)	「(国又は)地方公共団 体の行う河川工事に 対し、正当な理由が なければこれを拒ん ではならぬ。」を削 除	令和6年1月1日	令和5年7月1日 から 令和5年8月31日 まで	表記を簡素化 (字名の省略)		えむし:資源の減少のため	
茨内共第24号	湊沼 湊沼川	大湊沼	第1種	変更無し					表記を簡素化 (字名の省略)			

第2 類似漁業権以外の漁業権 ※漁業法改正に伴い追加
該当なし

茨城県内水面の漁業権

参考資料



記号	免許番号	漁業種類	漁業権者
1	茨内共第1号	第1種共同漁業	はさき漁協
2	茨内共第2号	第5種共同漁業	常陸川漁協
3	茨内共第3号	〃	牛久沼漁協
4	茨内共第4号	〃	鬼怒小貝漁協、小貝川漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
5	茨内共第5号	〃	鬼怒小貝漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
6	茨内共第6号	〃	鬼怒小貝漁協、関東漁協
9	茨内共第9号	〃	新利根漁協
10	茨内共第10号	〃	新利根漁協
11	茨内共第11号	〃	新利根漁協
12	茨内共第12号	〃	霞ヶ浦漁協、桜川漁協
13	茨内共第13号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
14	茨内共第14号	〃	大湫沼漁協
15	茨内共第15号	〃	久慈川漁協
17	茨内共第17号	〃	大北川漁協
19	茨内共第19号	第1種共同漁業	関東漁協、小貝川漁協
20	茨内共第20号	〃	関東漁協
21	茨内共第21号	〃	関東漁協
23	茨内共第23号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
24	茨内共第24号	〃	大湫沼漁協
①	茨内区第1号	第2種区画漁業 (魚類養殖)	(有)小平鯉金魚養殖場
④	茨内区第4号	第1種区画漁業 (真珠養殖)	戸田真珠(有)、新利根漁協
⑤	茨内区第5号	〃	清和真珠(株)、新利根漁協
⑥	茨内区第6号	〃	大湖真珠(株)、新利根漁協
11	内共第11号 (東京都知事免許)	第1種共同漁業 第5種共同漁業	東京都1漁協(東京東部漁協)、千葉県3漁協(市川市行徳漁協、南行徳漁協、松戸市漁協)、埼玉県1漁協(埼玉東部漁協)
14	内共第14号 (千葉県知事免許)	第5種共同漁業	新利根漁協、鬼怒利根漁協、千葉県2漁協(手賀沼漁協、印旛沼漁協)、埼玉県1漁協(埼玉県北部漁協)
5	共第5号 (埼玉県知事免許)	第5種共同漁業	埼玉県4漁協(埼玉中央漁協、埼玉南部漁協、埼玉県北部漁協、埼玉東部漁協)

茨城県内水面漁業権の主な対象種



こい

全ての漁業権漁場



ふな

全ての漁業権漁場



うなぎ

第2、9、10、12号以外の漁業権漁場

第5種共同漁業権対象種



わかさぎ

牛久沼、桜川、那珂川、大北川など



あゆ

鬼怒川、那珂川、久慈川、大北川など



やまめ

那珂川、久慈川、大北川



おいかわ

鬼怒川、桜川、那珂川、涸沼、久慈川など

第1種共同漁業権対象種



しじみ

涸沼、那珂川など

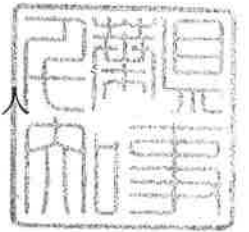
茨城県内水面漁場管理委員会 様

利根川における内水面漁場計画について（諮問）

このことについて、漁場計画の案を別添のとおり作成したので、漁業法第67条第2項で準用する第64条第4項の規定により諮問します。

令和4年12月19日

千葉県知事 熊谷 俊人



令和5年漁業権一斉切替 利根川における内水面漁場計画(案)の概要
 (1)共同漁業権

公示番号	種類	存続期間	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	条件	参考		
								現行の漁業権番号	現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
内共第14号 (利根川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ (1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31)	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町並びに茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町、稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先	現行どおり	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町並びに茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町、稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市	茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流50メートルの区域においては網漁具を使用してはならない。	内共第14号	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	適切かつ有効に活用されている。

下線部：今回変更する箇所

※漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定

利根川における内水面漁場計画の内容（案）

漁業権に関する事項

1 公示番号 内共第十四号

2 漁場の位置 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先

3 漁場の区域 次の基点第一号とアの点を結ぶ線から基点第二号とイの点を結ぶ線までの利根川本流の区域（ただし、基点第三号とウの点を結ぶ線から上流の小貝川、基点第四号とエの点を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の渡良瀬川の区域を除く。）

基点第一号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点

基点第二号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）

基点第三号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点（小貝川左岸）

基点第四号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）

基点第五号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第六号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第七号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）

基点第八号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左岸）

ア 基点第一号から三五二度の線と利根川左岸との交差点

イ 基点第二号から二三〇度の線と利根川右岸との交差点

ウ 基点第三号から二九二度の線と小貝川右岸との交差点

エ 基点第四号から六一度の線と鬼怒川左岸との交差点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	"
	うなぎ漁業	"

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市

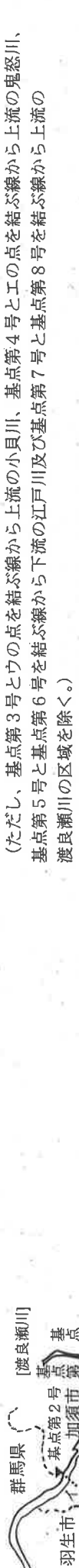
7 条件 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流五〇メートルの

区域においては、網漁具を使用してはならない。

備考 3 漁場の区域の度数表示については、全て真方位表示とする。

共同漁業漁場図

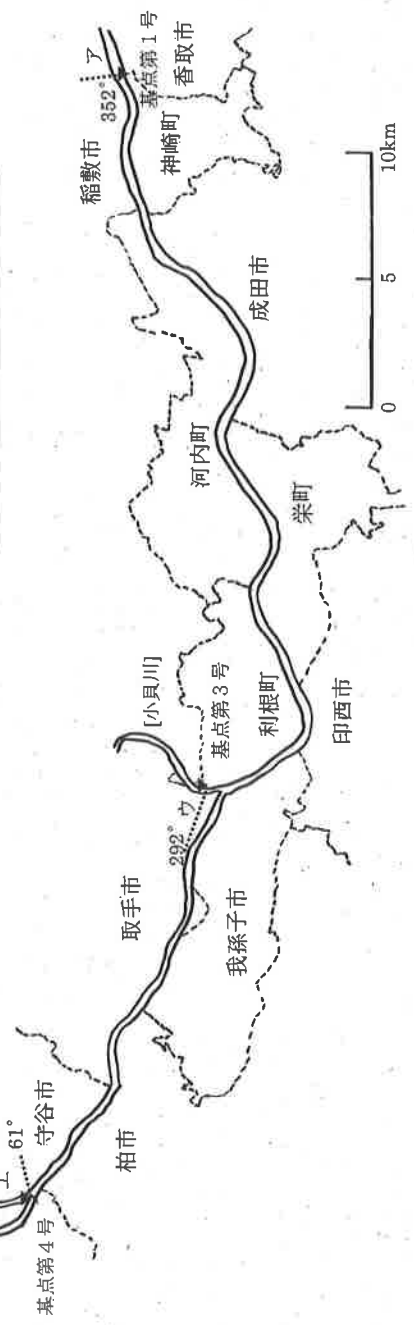
1. 漁業権の番号 内共第14号
2. 漁場の位置 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先
3. 漁場の区域 次の基点第1号とアの点を結ぶ線から基点第2号とイの点を結ぶ線までの利根川本流の区域（ただし、基点第3号とウの点を結ぶ線から上流の小貝川、基点第4号とエの点を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第5号と基点第6号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第7号と基点第8号を結ぶ線から上流の渡良瀬川の区域を除く。）



- 基点第1号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点
- 基点第2号 埼玉県加須市飯積地先の川の川防炎ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）
- 基点第3号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点（小貝川左岸）
- 基点第4号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）
- 基点第5号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川右岸）
- 基点第6号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川左岸）
- 基点第7号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）
- 基点第8号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左岸）
- ア 基点第1号から352度の線と利根川右岸との交差点
- イ 基点第2号から230度の線と利根川右岸との交差点
- ウ 基点第3号から292度の線と小貝川右岸との交差点
- エ 基点第4号から61度の線と鬼怒川左岸との交差点

4. 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

第 冊 第 丁



公 告

(茨城県内水面漁場管理委員会)

◎内水面漁場計画に関する公聴会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項及び同法第171条第4項の規定に基づき、茨城県及び千葉県における内水面漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高 杉 則 行

1 開催日時及び場所

令和5年4月14日(金)午後2時

水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室

2 案件

共同漁業権の内水面漁場計画について

茨城県 茨内共第1号から6号、9号から15号、17号、23号、24号

千葉県 内共第14号(利根川)

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

(1) 縦覧に供する書類 茨城県及び千葉県における共同漁業権の内水面漁場計画案の写し

(2) 縦覧の期間 令和5年 月 日(公告日)から令和5年4月12日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 縦覧の場所 茨城県内水面漁場管理委員会事務局

(水戸市笠原町978番6 県庁漁政課内)

3 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、令和5年4月12日の午後5時までに別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出してください。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

(1) 当該内水面において漁業を営む者

(2) 当該内水面において漁業を営もうとする者

(3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は茨城県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する手続規程(平成7年2月9日規程第2号)に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 年 齢
- 4 職 業
- 5 当該事案に関して利害関係を有する理由
- 6 発言内容の要旨

令和 年 月 日
氏名 (自署)

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 高 杉 則 行 殿

◎令和5年度目標増殖量公示

令和5年度第5種共同漁業権魚種に係る目標増殖量については、次のとおりとする。

令和5年 月 日

放流事業・産卵場等造成事業

対 象	目 標 増 殖 量																	
	え	ふ	う	わか	も	た	う	に	ど	あ	お	ぼ	は	か	や	い	さ	
免 許 番 号	び	な	なぎ	かさ	つ	な	ぐい	ご	じ	ゆ	い	ら	せ	じ	ま	わ	ら	
漁 業 権 者	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(千尾)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(千尾)	種	成	(千尾)	(kg)
【産 同 組 合】														魚	魚			
茨 第 内 2 共 号	産卵場等	500													(千尾)	(kg)		
茨 第 内 3 共 号	産卵場等	200	30	500	産卵場等													
茨 第 内 4 共 号	産卵場等	200	10		産卵場等													
茨 第 内 5 共 号	産卵場等	100	20		産卵場等					200	産卵場等							
茨 第 内 6 共 号	産卵場等	75	8															
茨 第 内 9 共 号	産卵場等	40	4							200	産卵場等							
茨 第 内 10 共 号	産卵場等	300		50	産卵場等				産卵場等									
茨 第 内 11 共 号	産卵場等	100	10						産卵場等									
茨 第 内 12 共 号	産卵場等	160		200					産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 13 共 号	産卵場等	200							産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 14 共 号	産卵場等	100	100	300					産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 15 共 号	産卵場等	50	50						産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	360		200					産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	40	4						産卵場等									
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	435	38		産卵場等													
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	225	38															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	100	20															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	50	10															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	85	8															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	100	10															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	200	10															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	500																
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	200	30	500	産卵場等													
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	200	10		産卵場等													
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	100	10															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	75	8															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	50	10															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	225	38							200	産卵場等							
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	40	4															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	300		50	産卵場等				産卵場等									
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	100			産卵場等													
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	100	10															
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	160		200						産卵場等	産卵場等							
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	200								産卵場等	産卵場等							
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	360		200						産卵場等	産卵場等							
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	100	100	300					産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	50	50						産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	150	150	300					産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	200	100	1,000					産卵場等	産卵場等								
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	350	100						470	産卵場等								
茨 第 内 17 共 号	産卵場等	350	5	100						300	産卵場等							

(注) 1 こいについては、コイヘルペスウイルス (KHV) 病のまん延防止のため、当分の間放流を見合わせることにし、目標増殖量は定めない。
2 やまめ稚魚放流数量は、産卵直前の親魚を放流する方式に置き換えることが出来る。

免許番号 (主な河川)	漁協名	年度	魚種	えび	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	もつこ	ひがい	たなご	うぐい	にごい	どじょう	なまず	あゆ	おいかわ	ぼら	はげ	もろこ		
				(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(千尾)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	
茨内共 第2号 (常陸利根川)	常陸川	4	公示			500	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			実績	産卵場等		760	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		5	計画	産卵場等		500	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茨内共 第3号 (牛久沼)	牛久沼	4	公示			200	30	1,000		—		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			実績			280	35		産卵場等	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		5	計画	産卵場等		200	30	500	産卵場等	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茨内共 第4号 (小貝川)	小貝川	4	公示	—		200	10	—											—	—		
			実績	—		200 産卵場等	10	—	産卵場等							産卵場等				—	—	
		5	計画	—		200 産卵場等	10	—	産卵場等											—	—	
	鬼怒小貝	4	公示	—		150	15	—												—	—	
			実績	—		100	10	—													—	—
		5	計画	—		100	10	—												—	—	
	関東	4	公示	—		150	10	—												—	—	
			実績	—		150	10	—													—	—
		5	計画	—		85	8	—												—	—	
	鬼怒利根	4	公示	—		50		—												—	—	
			実績	—		50	10	—													—	—
		5	計画	—		50	10	—												—	—	
4号計	4	公示	—		550	35	—												—	—		
		実績	—		500 産卵場等	40	—	産卵場等							産卵場等				—	—		
	5	計画	—		435 産卵場等	38	—	産卵場等											—	—		
茨内共 第5号 (鬼怒川)	鬼怒小貝	4	公示	—		150	15	—								300			—	—		
			実績	—		100	20	—								300 産卵場等	産卵場等			—	—	
		5	計画	—		100	20	—			産卵場等				200 産卵場等	産卵場等			—	—		
	関東	4	公示	—		125	10	—												—	—	
			実績	—		125	10	—													—	—
		5	計画	—		75	8	—												—	—	
	鬼怒利根	4	公示	—		50	20	—												—	—	
			実績	—		50	10	—													—	—
		5	計画	—		50	10	—												—	—	
	5号計	4	公示	—		325	45	—									300			—	—	
			実績	—		275	40	—									300 産卵場等	産卵場等			—	—
		5	計画	—		225	38	—				産卵場等				200 産卵場等	産卵場等			—	—	

令和4年度目標増殖量委員会公示及び実績並びに令和5年度計画

免許番号 (主な河川)	漁協名	年度	魚種	えび	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	もつご	ひがい	たなご	うぐい	にこい	どじょう	なまず	あゆ	おいかわ	ぼら	はぜ	もろこ	
				(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(千尾)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	
茨内共 第6号 (飯沼川・ 仁連川)	鬼怒小貝	4	公示	—				—		—	3	—	—		—	—	—	—	—	—	
			実績	—				—		—	0.7	—	—		—	—	—	—	—	—	—
		5	計画	—				—		—		—	—		—	—	—	—	—	—	—
	関東	4	公示	—		75	10	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
			実績	—		75	10	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
		5	計画	—		40	4	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
	6号計	4	公示	—		75	10	—	—		—	3	—	—		—	—	—	—	—	—
			実績	—		75	10	—	—		—	0.7	—	—		—	—	—	—	—	—
		5	計画	—		40	4	—	—		—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
茨内共 第9号 (新利根川)	新利根	4	公示			400	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	
			実績	産卵場等		400	—	—	—	—	産卵場等	—	—	産卵場等	—	—	—	—	—	—	—
		5	計画	産卵場等	20	300	—	50	—	—	産卵場等	—	—	産卵場等	—	—	—	—	—	—	—
茨内共 第10号 (小野川)	新利根	4	公示			100	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	
			実績	産卵場等		100	—	—	—	—	産卵場等	—	—	産卵場等	—	—	—	—	—	—	—
		5	計画	産卵場等	20	100	—	50	—	—	産卵場等	—	—	産卵場等	—	—	—	—	—	—	—
茨内共 第11号 (利根川)	新利根	4	公示	—		100	10	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
			実績	—		100	10	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
		5	計画	—	20	100	10	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
茨内共 第12号 (桜川)	桜川	4	公示			200	—	200	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
			実績			200	—	—	—	—	—	—	—	—		—	産卵場等	産卵場等	—	—	—
		5	計画			160	—	200	—	—	—	—	—		—	産卵場等	産卵場等	—	—	—	
	霞ヶ浦	4	公示			200	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
			実績			200	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
		5	計画			200	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
	12号計	4	公示			400	—	200	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
			実績			400	—	—	—	—	—	—	—	—		—	産卵場等	産卵場等	—	—	—
		5	計画			360	—	200	—	—	—	—	—		—	産卵場等	産卵場等	—	—	—	

令和4年度目標増殖量委員会公示及び実績並びに令和5年度計画

免許番号	漁協名	年度	魚種	えび	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	うぐい	にごい	あゆ	おいかわ	ぼら	はぜ	かじか	やまめ稚魚	やまめ成魚	いわな稚魚	いわな成魚	さくらます	
				(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(千尾)	(kg)	(千尾)	(kg)	(kg)		
茨内共第13号 (那珂川)	那珂川第一	4	公示			100	100	300										—	—	100	
			実績			100	100												—	—	100
		5	計画	産卵場等	100	100	100	100	300					産卵場等	産卵場等				—	—	100
	那珂川	4	公示			50	50					300				1.5	5		—	—	50
			実績			50	50					430 産卵場等				1.6	5		—	—	50
		5	計画	産卵場等			50	50		産卵場等	産卵場等	300 産卵場等	産卵場等			1.0	5		—	—	50
	13号計	4	公示			150	150		300			300				1.5	5		—	—	150
			実績			150	150					430 産卵場等				1.6	5		—	—	150
		5	計画	産卵場等	100	150	150	150	300	産卵場等	産卵場等	300 産卵場等	産卵場等	産卵場等	産卵場等	1.0	5		—	—	150
茨内共第14号 (涸沼川)	大涸沼	4	公示			200	100	1,000		—	10				—	—	—	—	—	—	
			実績			200	100		産卵場等	—	10					—	—	—	—	—	—
		5	計画			200	100	1,000	産卵場等	—	10 産卵場等	産卵場等				—	—	—	—	—	—
茨内共第15号 (久慈川)	久慈川	4	公示	—		350	100	—	470	—	2,000		—		—	40	800	3		200	
			実績	—		350	100	—	産卵場等	—	2,245 産卵場等		—			40	800				100
		5	計画	—		350	100	—	産卵場等	—	2,000 産卵場等	産卵場等			40	800		3		100	
茨内共第17号 (大北川)	大北川	4	公示	—		350	5	100		—	300		—		—		800		5	—	
			実績	—		350	5			—	300 産卵場等		—			800					—
		5	計画	—		350	5	100		—	300 産卵場等		—			800					—

—:漁業権対象外魚種 ():放流予定数量
こい:KHVIによる放流自粛が解除になった場合の計画

令和5年度目標増殖量に係る意見聴取結果

●…令和4年度実績・令和5年度計画量について
(増減があった魚種について記載)

○…放流以外の増殖状況

免許番号	漁協名	内 容
茨内共 第2号	常陸川	●4実績(ふな増) 現在こいの放流ができない分、ふなを多く放流しているため。 4実績(わかさぎ減) 種苗が入手できなかったため。 5計画(わかさぎ減) 今後漁業権を設定しない予定のため。 ○産卵床設置(えび) たねうなぎの自主放流、しじみの人工産卵、人工養殖、人工稚貝の放流を実施。
茨内共 第3号	牛久沼	●4実績(ふな増) 補助金を多く活用できたため。 4実績(うなぎ増) 同上 4実績(わかさぎ減) 種苗が入手できなかったため。 5計画(わかさぎ減) 釣人が少ないため。 ○産卵場造成(えび・もつご)
茨内共 第4号	小貝川 鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	<小貝川> ●4実績・5計画ともに増減なし。 ○産卵場造成(ふな・もつご・なまず)
茨内共 第5号	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	<鬼怒小貝> ●4実績(ふな減) 釣人が少ないため。 4実績(第4号うなぎ減、第5号うなぎ増) 第4号の分を第5号へ多く放流したため。 4実績(たなご減) 種苗が入手できなかったため。 5計画(ふな減) 釣人が少ないため。 5計画(あゆ減) 産卵場造成を実施するため。 5計画(たなご減) 種苗の入手が困難なため。
茨内共 第6号	鬼怒小貝 関東	○河床耕うん(うぐい・あゆ)、河床洗浄(おいかわ) <関東> ●5計画(ふな減) 組合員の減少に伴う収入減により、費用確保が困難なため。 5計画(うなぎ減) 同上 <鬼怒利根> ●4実績(第4号うなぎ増、第5号うなぎ減) 第4号・第5号へ各10kgずつ放流したため。 5計画(第4号うなぎ増、第5号うなぎ減) 同上

免許番号	漁協名	内 容
茨内共 第9号	新 利 根	<p>●4実績（わかさぎ減） 種苗が入手できなかったため。</p> <p>5計画（ふな減） 組合員の減少に伴う収入減により、費用確保が困難なため。</p> <p>○おだ・真珠棚の設置（えび・たなご・どじょう）</p>
茨内共 第10号		
茨内共 第11号		
茨内共 第12号	桜 川 霞ヶ浦	<p><桜川></p> <p>●4実績（わかさぎ減） 種苗が入手できなかったため。</p> <p>5計画（ふな減） 組合員の減少に伴う収入減により、費用確保が困難なため。</p> <p>○河床耕転（あゆ・おいかわ）</p> <p>自主保護区域の設定</p> <p><霞ヶ浦></p> <p>●4実績・5計画ともに増減なし。</p>
茨内共 第13号	那 珂 川 第 一 那 珂 川	<p><那珂川第一></p> <p>●4実績（わかさぎ減） 種苗が入手できなかったため。</p> <p>○産卵場造成（えび・ぼら・はぜ）</p> <p>親しじみの放流、しじみの自主保護区域の設定。</p> <p><那珂川></p> <p>●4実績（あゆ増） 支流に追加で放流したため。</p> <p>4実績（かじか増） 仕入先から多く納品があったため。</p> <p>5計画（かじか減） 釣人からかじかが増えているという報告を多く受けているため、減とし資源動向を確認したい。</p> <p>○産卵場造成（えび）、河床耕うん（うぐい・にごい・あゆ・おいかわ）</p> <p>あゆの全域禁漁日を実施。</p>
茨内共 第14号	大 瀬 沼	<p>●4実績（わかさぎ減） 種苗が入手できなかったため。</p> <p>○河床耕うん（うぐい・おいかわ・あゆ）</p> <p>しじみの種苗生産・稚貝放流を実施。</p>
茨内共 第15号	久 慈 川	<p>●4実績（あゆ増） 仕入先から多く納品があったため。</p> <p>4実績（いわな減） 種苗が入手できなかったため。</p> <p>4実績（さくらます減） 経費削減のため。</p> <p>5計画（さくらます減） 同上</p> <p>○河床耕うん（あゆ）、産卵場造成（うぐい・おいかわ）</p> <p>あゆの一斉休漁の実施。</p>
茨内共 第17号	大 北 川	<p>●4実績（わかさぎ減） 種苗が入手できなかったため。</p> <p>4実績（いわな減） 同上</p> <p>5計画（いわな減） 種苗の入手が困難なため。</p> <p>○産卵場造成（あゆ）</p>

放流以外の保護・増殖状況

漁協名	令和3年度			令和4年度			令和5年度(計画)				
	対象魚種	種別	箇所数	河川名・場所	経費(円)	対象魚種	種別	箇所数	河川名・場所	経費(円)	
茨内共第2号	常陸川	えび	笹浸しによる産卵床の設置	5	神栖市日川地先	10,000	えび	笹浸しによる産卵床の設置	5	神栖市日川地先	
	茨内共第3号	牛久沼					もつこ	塩ビパイプの産卵場造成		牛久沼	
茨内共第4・5・6号	小貝川	ふな、もつこ、うなぎ、なまず	しろ網の産卵場作り	1	旧小貝川青木地先	10,000	ふな、もつこ	しろ網の産卵場作り	1	旧小貝川つくばみらい市青木地先	10,000
	鬼怒小貝	あゆ	重機による河床耕し	2	鬼怒川女方地先、下川島地先	140,000	あゆ	重機による河床の耕うん	2	鬼怒川女方地先	320,000
関東											
茨内共第9・10・11号	鬼怒利根										
	新利根	たなご、えび、どじょう	おだ、真珠棚	100	新利根川、小野		たなご、えび、どじょう	おだ、真珠棚	100	新利根川、小野	
茨内共第12号	霞ヶ浦										
	桜川	おいかわ、あゆ	重機による河床耕し	1	桜川栗原公園地先	56,000	あゆ、おいかわ	重機による河床耕し	1	桜川栗原公園地先	90,000
茨内共第13号	那珂川第一	ぼら、はぜ	国の河川調査への協力による隠れ家の活用				ぼら、はぜ	国の河川調査への協力による隠れ家の活用	1	那珂川	50,000
	那珂川	さげ、あゆ等	重機による河床耕し	1	那珂川常陸大宮市下伊勢畑地先	115,000	あゆ等	重機による河床の耕うん	1	那珂川常陸大宮市地先	150,000
茨内共第14号	大酒沼	うぐい、おいかわ、あゆ	ポンプを利用しての河床耕し	3	酒沼川、笠間市		うぐい、おいかわ、あゆ	ポンプを利用しての河床耕し	3	酒沼川、笠間市	
茨内共第15号	久慈川	あゆ	重機により河床耕し	1~5	久慈川底ノロ〜下岩瀬地先	500,000	あゆ	重機・小型エンジンポンプによる河床の耕うん	1~5	久慈川底ノロ〜下岩瀬地先	500,000
茨内共第17号	大北川	あゆ	産卵場造成	1	黒沢地区(八溝川)		うぐい	産卵場造成			
		あゆ	産卵場耕し	1	花園川	20,000	あゆ	産卵場耕し	1	花園川	50,000

その他の取組事例

常陸川	<ul style="list-style-type: none"> ・種うなぎ(36.6kg)の自主放流 ・しじみの人工産卵、人工養殖及び稚貝の放流
桜川	自主保護区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・青木堰直下、田土部堰直下、上大島堰直下及び魚道出入口 ・太田堰直下、北条堰直下及び魚道出入口 ・小田堰直下及び魚道出入口から20mの区域
那珂川第一	<ul style="list-style-type: none"> ・親しじみ放流 ・しじみの自主保護区 ①水戸市小泉町地先右岸 ※毎年8/1～8/3(午前7時～正午)解禁 ②ひたちなか市美田多町地先左岸
那珂川	あゆ等資源保護のため、10/1・10・20・30、11/10の各日午前6時から翌日午前6時まで、全域禁漁日を実施。
大湊沼	しじみの増殖のため、しじみの種苗生産を行い、約1,900万粒の稚貝を放流。
久慈川	あゆ資源保護のため、10/1～7の一週間一斉休漁を実施。(解禁は10/8午前5時)

* 第5種共同漁業権魚種以外のものも含む

内水面第5種共同漁業権の増殖義務・目標増殖量について

このことに関し水産庁長官から技術的助言が示されている。

※技術的助言とは、大臣は地方公共団体に対し、その事務の運営等について適切と認める技術的助言をすることができる、という規定。(地方自治法第245条の4第1項)

令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知(技術的助言)

海区漁場計画の作成等について(抜粋)

3. 共同漁業権

(7) 第五種共同漁業権について

- ① 内水面における第五種共同漁業の免許には、法第168条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要である。
- ② 法第168条でいう「増殖」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは、含まれない。
- ⑤ 第五種共同漁業は、漁業権者が増殖をする場合でなければ免許されず、また、漁業権者が増殖を怠った場合にはその漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意されたい。

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。

委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力等を十分に勘案し、適正なものとするよう考慮する。

また、稚魚放流に偏重することなく内水面の豊度に応じた卵放流や親魚放流の他、産卵床・産卵場の造成等繁殖のための施設の設置、滞留魚の汲み上げ・汲み下ろし放流等による水産資源の遡上の確保等、その効果に根拠があると認められる手法について、これらの組み合わせについても併せて検討する。

(中 略)

都道府県知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施状況等の報告を求める。

(参考)

漁業法

(内水面における第5種共同漁業権の免許)

第168条

内水面における第5種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条

都道府県知事は、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。
- 3 前項の場合には、第89条第3項から第7項までの規定を準用する。
- 4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第1項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令に係る増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

久慈川支流里川における水産動物採捕の禁止区域・期間に係る 委員会指示の終了について

令和5年2月22日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 委員会指示発動の経緯・経過及び現状

本県に生息しているイワナの地域個体であり、希少生物とされている「里美イワナ」については、遊漁者による釣りが集中することで、資源の枯渇が懸念されたため、同種の保護を目的とし、平成9年に委員会指示を発動して以降、毎年委員会において審議の上、同一内容にて有効期間を1年間として、繰り返し委員会指示を発動している。

委員会指示を発動した場合、指示の目的を達成するための監視や指導等が必要とされているが、当委員会あて委員会指示発動の要望書を提出している久慈川漁業協同組合では、組合員の高齢化・減少により、監視指導活動を継続することが困難な状況にある。

また一方で、常陸太田市文化財保護条例においても同様に、里美イワナの資源保護について規定がされており、当該条例は、当委員会指示より規制の範囲も広く、罰則規定もあるため、規制効果が高いものとなっている。

○常陸太田市文化財保護条例と当委員会指示の比較

	常陸太田市文化財保護条例	茨城県内水面漁場管理委員会指示
有効期間	(期間の定めなし)	1年間(毎年更新で継続中)
対象物	里美イワナ	水産動物
対象区域	里見地区	久慈川支流里川のうち中の沢
規制内容 違反行為	対象物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為により滅失、き損、衰亡に至らしむこと。	対象物の採捕
量刑	5万円以下の罰金又は科料	なし
取締	送致可能	送致不可能(知事への報告まで)

2 今後の方針

委員会指示発動の要望書を提出している久慈川漁業協同組合及び常陸太田市教育委員会に対し、上記について説明したところ、両者とも委員会指示発動を終了することについて了承が得られたため、当委員会指示については、本年度をもって発動を終了することとする。

茨城県内水面漁場管理委員会規程の改正について

令和5年2月22日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 改正規程

- (1) 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程（平成17年8月11日規程第1号）
- (2) 茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程（昭和62年4月2日規程第1号）

2 改正理由

令和5年4月1日以降、令和3年に改正された個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規定が地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されるのに伴い、県の条例、規則が改正されたこと等による。

3 主な改正内容

(1) 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程

- ・題名を次のように改める。

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

- ・本文中、

「茨城県個人情報の保護に関する条例」 を
「茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例」 に、
「茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則」 を
「茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則」 に改める。

(2) 茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程

- ・第6条(局長の専決)の(4)、

「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定」 を

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年3月24日茨城県条例第1号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定」 に改める。

4 施行日

令和5年4月1日

※茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行日と同日

○ 茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程 改正案

平成 1 7 年 8 月 1 1 日
茨城県内水面漁場管理委員会規程第 1 号
改正令和 5 年 月 日内漁管委規程第 号

茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 1 7 年茨城県条例第 1 号）の規定に基づき同条例の施行に関し茨城県内水面漁場管理委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する法律施行細則（平成 1 7 年茨城県規則第 5 9 号）に定める例によるものとする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○ 茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程 改正案

昭和 6 2 年 4 月 2 日

茨城県内水面漁場管理委員会規程第 1 号

改正 平成 5 年 9 月 6 日内漁管委規程第 2 号

平成 12 年 9 月 29 日内漁管委規程第 2 号

令和 2 年 12 月 3 日内漁管委規程第 1 号

令和 5 年 月 日内漁管委規程第 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、茨城県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の事務局の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第 2 条 委員会に事務局を置く。

(職の設置)

第 3 条 事務局に書記を置く。

2 事務局に事務局長（以下「局長」という。）を置き、書記のうちから委員会が命ずる。

第 4 条 局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を総理し、所属職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け事務を処理する。

(代決)

第 5 条 局長が不在の時（事故があるとき、又はかけたときを含む。）は、あらかじめ局長の指定した職員が、その事務を代決する。

(局長の専決)

第 6 条 局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1) 職員に関する事務分担の決定

(2) 職員に関する旅行命令及び復命の受理

(3) 職員に関する時間外勤務休日勤務の命令

(4) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 17 年 3 月 24 日茨城県条例第 1 号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定

(5) 茨城県情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 5 号）の規定に基づく行政文書の開示又は不開示の決定及びその決定期間の決定

(6) 軽易な報告、照会及び回答

(7) その他軽易な事項

(補則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、事務局の職員の服務並びに文書の処理及び整理保存に関しては、知事部局の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年規程第2号）

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

付 則（平成12年内漁管委規程第2号）

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

付 則（令和2年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

付 則（令和4年規程第 号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【茨城県個人情報保護に関する条例施行規程 新旧対照表】

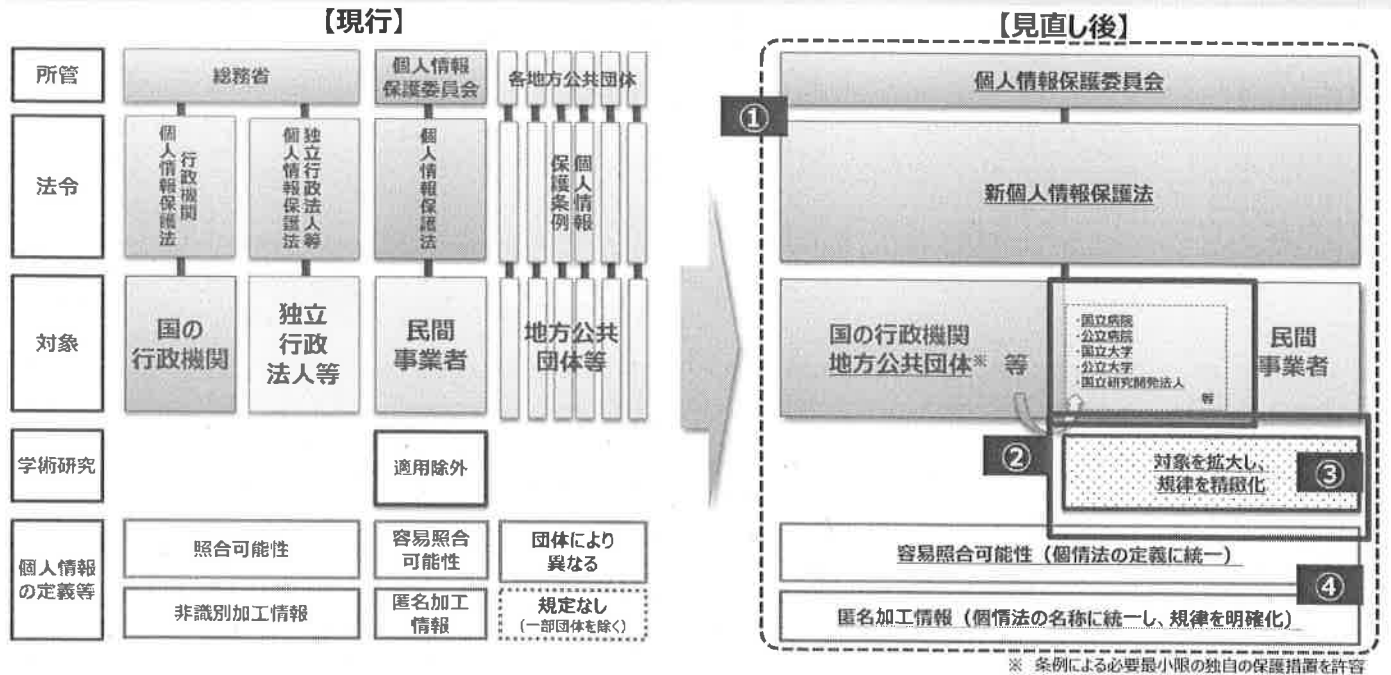
改正案	現行
<p>○茨城県個人情報の保護に関する<u>法律施行条例施行規程</u></p> <p>茨城県個人情報の保護に関する<u>法律施行条例</u>(平成17年茨城県条例第1号)の規定に基づき同条例の施行に関し茨城県内水面漁場管理委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報保護に関する<u>法律施行細則</u>(平成17年茨城県規則第59号)に定める例によるものとする。</p> <p>付則 この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>付則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○茨城県個人情報の保護に関する<u>条例施行規程</u></p> <p>茨城県個人情報の保護に関する<u>条例</u>(平成17年茨城県条例第1号)の規定に基づき同条例の施行に関し茨城県内水面漁場管理委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報保護に関する<u>条例施行規則</u>(平成17年茨城県規則第59号)に定める例によるものとする。</p> <p>付則 この規程は、公布の日から施行する。</p>

【茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程 新旧対照表】

改正案	現行
<p>(局長の専決)</p> <p>第6条 局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>個人情報の保護に関する法律</u>(平成15年法律第57号)及び<u>茨城県個人情報保護に関する法律施行条例</u>(平成17年3月24日茨城県条例第1号)の規定に基づき個人情報保護の保護に関する事項の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>付則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(局長の専決)</p> <p>第6条 局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 茨城県個人情報の保護に関する<u>条例</u>(平成5年茨城県条例第2号)の規定に基づき個人情報保護の保護に関する事項の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



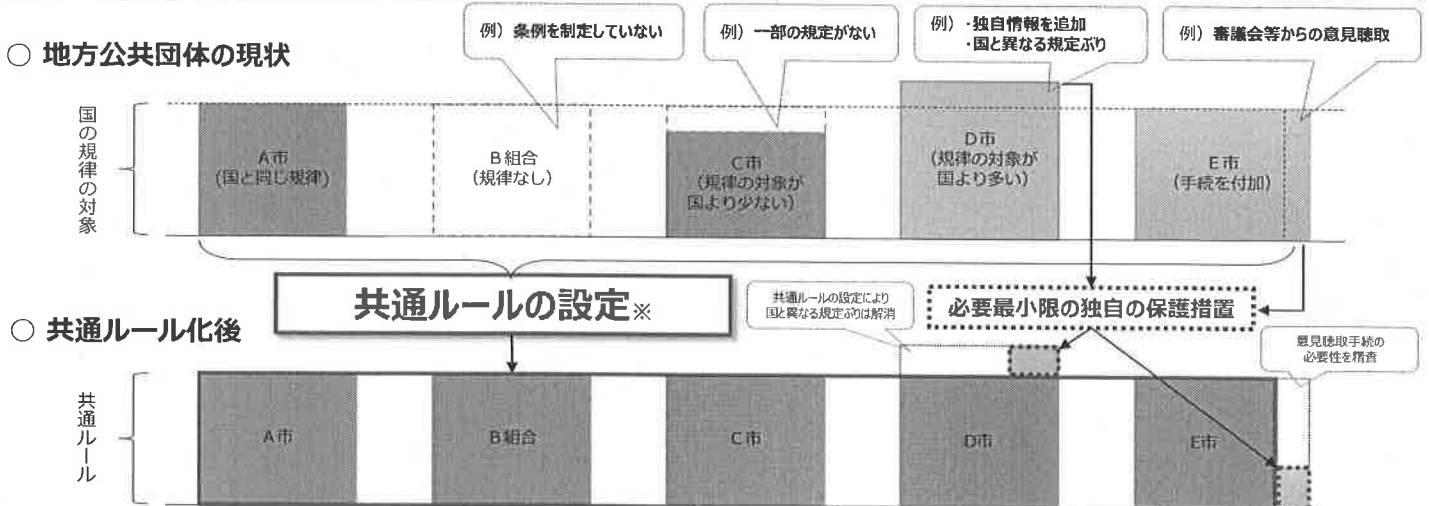
地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 → 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
 ※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）**十分性認定**など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出